

平成30年12月21日（金曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	35
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	35
（総務建設常任委員会）	35
（教育民生常任委員会）	37
委員長報告に対する質疑	39
（総務建設常任委員会）	39
（教育民生常任委員会）	39
一般質問	57
6番（母倉正人君）	40
5番（木場隆司君）	43
8番（濱中幸三君）	47
休憩（午前10時32分）	51
再開（午前10時37分）	52
8番（濱中幸三君）	52
2番（岡本経治君）	57
1番（岡野能之君）	64
3番（濱野良一君）	66
休憩（午前11時59分）	75
再開（午後1時00分）	76
4番（高橋正博君）	76
7番（福本耕太君）	82
討論、採決（議案第1号～議案第14号）	97
議員の派遣	103
閉会中の継続調査申出	103
閉会（午後2時13分）	104

## 平成 30 年 12 月 21 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（濱中幸三君）	9 番（山崎勝義君）
10 番（川本貴也君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（井上正清君）

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（宮原隆昌）
教 育 長（下地芳文）	
総 務 課 長（鳥井基史）	企 画 課 長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（笹山恵子）	福 祉 課 長（奥村 忠）
健康増進課長（山本真由美）	住 民 環 境 課 長（高橋幸光）
建 設 課 長（濱口浩司）	農 林 水 産 課 長（川本公義）
商工観光課長（宮原正行）	教 育 総 務 課 長（佐伯浩二）
生涯学習課長（須浪宏和）	総 務 課 副 主 幹（島原正喜）
総務課副主幹（山本詳司）	

## 議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（須藤英彦）
--------------	----------

## 議事日程 第 2 号

別紙のとおり

## 平成30年12月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年12月21日(金曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第1号 平成30年度土庄町一般会計補正予算(第4号)
- 第 4 議案第2号 平成30年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 5 議案第3号 平成30年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 6 議案第4号 平成30年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 7 議案第5号 平成30年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 8 議案第6号 土庄町防災行政無線の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第7号 土庄町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第8号 土庄町長等の給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第9号 土庄町税条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第10号 土庄町公民館設置条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第11号 土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第12号 土庄町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第13号 工事請負契約の変更について
- 第 16 議案第14号 工事請負契約の変更について
- 第 17 議員の派遣について
- 第 18 閉会中の継続調査申出について

## 開議

○議長（井上正清君）

おはようございます。

ただ今の出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（井上正清君）

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第 1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（井上正清君）

総務建設常任委員長 濱野良一君。

○総務建設常任委員長（濱野良一君）

おはようございます。

当委員会に付託されました各会計補正予算議案について、12 月 19 日に委員会を開催し審査いたしましたので、その結果について、主な内容をご報告申し上げます。

総務課所管部分については、総務事務費の委託料は田代顧問弁護士への訴訟案件の着手金 53 万円です。また、管財事務費は、旧土庄中央病院の解体と小豆広域横の町有地売却に伴う保存文書移設のための棚 52 台の整備にかかるものと説明がありました。

土庄町庁舎建設事業については、診療所棟、やすらぎプラザの改修に伴う基本設計と実施設計の委託料として、2807 万 8 千円の増額補正です。

地質調査委託料 302 万 1 千円は、設計の進捗により新庁舎の位置がおおよそ決まってきた中で、支持層とする位置を詳細に確認する必要が生じたため、より計画地に近い位置の地層を計測するとのことでした。

また、南駐車場も津波浸水の想定高以上に嵩上げし、公用車及び避難者の安全地帯を確保するため、造成設計業務委託料 321 万 3 千円が計上されました。緊急防災・減災事業債の別メニューで敷地嵩上げができるため、全体事業費の面からメリットがあると考えているとのことでした。

消防費として、小瀬班の積載車購入による助成金や刈崎分団ポンプ車無線機修繕と家浦岡屯所の修繕費のほか、台風 20 号、21 号、24 号による時間外手当

等を補正するとの説明がありました。

委員から、訴訟行為委託料について、どのような事件のものかとの質問があり、損害賠償請求事件であるとの回答がありました。

次に企画課所管部分については、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、福祉サービス特別会計での人事関係の職員給与費の補正については、ほとんどが4月1日以降の人事異動に伴う人件費の補正と時間外手当、台風・大雨による災害被害対応の水防本部設置・避難所開設に伴う予算不足による補正とのことです。

また、企画費の移住交流推進事業については、移住者が賃貸・売買等で住む空き家の改修費補助金を、実績見込みに伴い150万円増額補正をすると説明がありました。財源は県補助金を充当するとのことです。

次に税務課所管部分は、賦課徴収費164万2千円の補正です。

個人住民税及び法人町民税の修正申告、または確定申告により、過年度の還付が発生したため、還付金については、個人町民税10件、法人町民税12件分の補正、還付加算金については、法人町民税3件分の補正であると説明がありました。

続いて、建設課所管分については、道路橋りょう費は、町道7路線の修繕、8路線の舗装修繕工事を行うものです。また、町道西古浜線改良事業に伴う物件補償費として386万2千円が計上されました。

河川費は、2河川の修繕を予定しているとのことです。

港湾費は、港湾施設の修繕及び漂着船8隻の廃棄手数料です。

公共土木施設災害復旧費については、平成30年7月豪雨及び台風24号により被災した道路等の復旧費です。

次に、土庄町港湾整備事業特別会計について、土庄港駐車場の整備を行うため、工事請負費1200万円を増額補正すると説明がありました。

次に、農林水産課所管部分については、有害鳥獣被害防止対策事業は、豊島甲生地区の水路の石積がイノシシによって壊され、原形復旧するため、23万8千円の増額補正です。

瀬戸ふれあいセンター維持管理費は、猛暑によって不足した電気料と水道料の補正です。

県営土地改良事業604万3千円は、来年度施工予定の虎浜新開集落道の工事を前倒しして施工するための事業負担金です。

農地災害復旧事業については、台風21号と24号により被災した農地の災害査定設計書作成の委託料220万9千円、復旧工事費2041万円の補正です。復旧工事費の2041万円の財源は、国庫補助金1799万2千円、農地災害復旧債120万円、受益者負担金121万8千円を充当するとのことです。

そのほか、台風 24 号により被災した農道等の修繕に 180 万円、甲生川から甲生漁港に堆積した土砂の撤去費及び唐櫃漁港の水銀灯の復旧に 107 万 2 千円、小藪林道の路肩の修繕に 78 万 7 千円を増額補正するとの説明がありました。

次に、商工観光課の所管部分については、586 万 7 千円を増額補正です。

観光事務費の賃金 22 万 9 千円は、臨時職員の配置転換に伴うものです。

また、需用費の施設修繕費 12 万 5 千円は、来年 4 月の瀬戸内国際芸術祭に向けて土庄港アートノショーターミナルの天井修繕をするものです。

地域資源活性化事業の委託料は、オリーブ植栽 110 周年記念に合わせて、土庄町独自でイベントを企画するための経費で、119 万 8 千円を増額補正です。

また、大部観光基盤整備として、昨年に引き続き大部片桐展望台周辺整備に取り組み、展望台周りにコンクリート舗装や張芝、周辺に桜を 2 本程度植樹する計画で、補助額は 351 万 5 千円と説明がありました。

一般財団法人小豆島北部みらい補助金 80 万円については、財団法人理事の秋長氏からの土庄町へ寄附金 30 万円を原資とする財団法人への補助金と来年 3 月までの活動資金 50 万円とのことです。

委員から、オリーブ植栽 110 周年記念イベントの実施内容や補正予算の内訳についての質問があり、執行部からは、小豆島町で実施するオリーブ植栽 110 周年記念イベントに合わせて土庄町内でパエリア 400 人分を作り、観光客や島民に振舞う企画であること、補正予算の内訳は調理人や調理器具の調達やこれらの運搬にかかる費用等であるとの説明がありました。

さらに委員から、一般財団法人小豆島北部みらいについて、理事の給料について質問があり、執行部から、理事については現在手当や報酬は発生していないと説明がありました。

委員からは、一般財団法人小豆島北部みらいへの支出について、法的根拠に十分留意して執行すること、また費用対効果を検証しながら執行するようとの意見がありました。

以上、総務建設常任委員会へ付託されました案件について審査した結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（井上正清君）

教育民生常任委員長 山崎勝義君。

○教育民生常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。

当委員会に付託されました各会計補正予算議案について、12 月 19 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、主な内容をご報告申し

上げます。

福祉課より、福祉課所管の一般会計の一部、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の補正予算について説明がありました。

一般会計では、平成 29 年度の事業費の確定に伴う国庫負担金の返還金と、国民年金の制度改正に伴う電算システム改修に係る補正をしようとするものとの説明がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、人間ドック 4 名分の増額及び職員の異動等に伴う減額と、歳出総額の減額に伴う歳入の補正をしようとするものとの説明がありました。

続いて、介護保険事業特別会計では、主に上半期実績に基づく給付費の補正で、歳出総額の増減はないとの説明がありました。

次に、教育総務課所管部分について、保育所維持管理費 52 万 7 千円は、四海こども園に向けて双葉保育所の保育室を改修する費用です。

私立・町外保育所運営事業 108 万円は、国・県の補助事業で、保育士の負担軽減のため、保育に係る周辺業務を行う保育支援者の経費を一定額補助するもので、土庄保育園が対象で、財源は、国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 です。

学術・スポーツ・文化活動等助成事業 10 万円は、高橋孝後援会小豆島会からの寄附金を、土庄中学校ブラスバンド部の部活動強化費用として補助するものです。

小学校スクールバス運行事業 80 万 2 千円は、軽油単価の高騰による燃料費の不足分とよつみ号・豊島なかよし号のバッテリーなどの修繕費です。

幼稚園維持管理費 16 万 5 千円は、川向由起子氏からの寄附金を幼稚園及び保育所のピアノ調律料に充てるものです。

委員からピアノ調律料は何台分かとの質問があり、幼稚園分は 10 台分との回答でした。

次に、生涯学習課所管部分について、中央図書館維持管理費 54 万 4 千円の補正は、合併処理浄化槽の放流ポンプ及び浄化槽上部のふたの取り替えと高圧受電設備の部品交換を行うものであるとの説明がありました。

次に、健康増進課所管の一般会計、保健衛生事務費の旅費は、当初想定されていなかった特定妊婦対応や学会出席の不足分を計上するとのこと。また、公用車 2 台の老朽化による修繕の増額補正がありました。

次に、がん検診事業のがん検診希望調査業務委託料 207 万 1 千円は、がん検診受診率向上を目指し、来年度のがん検診について希望調査を実施するための委託料です。委託先は香川県総合健診協会で、調査票の送付、申し込み完了はがきの送付等の業務は、今年度中に行う予定とのこと。

福祉サービス事業特別会計の歳入については、訪問型サービスの利用者一人

当たりの利用費単価が増加したことにより、介護予防・日常生活支援総合事業費収入が10万円増額となりました。

歳出の訪問入浴サービス事業費の賃金の減額補正は、利用者の減により登録ホームヘルパーの稼働回数が減少したためと説明がありました。

次に、住民環境課所管部分の補正予算総額は、975万2千円です。

主な理由として、隣保館運営費では、隣保館職員が臨時職員から嘱託職員になったため、賃金を増額するとのことでした。

塵芥処理費は、指定ゴミ袋の執行残額を減額し、パッカー車等の修繕費が増額となりました。

塵芥収集民間委託事業については、土庄地区の不燃ごみ、豊島地区の可燃・不燃ごみの収集運搬を民間委託するため、1月から3月までの3か月の委託費685万円を計上すると説明がありました。

し尿処理費では、豊島のし尿収集民間委託が想定よりも遅れたため、臨時職員の賃金168万円の増額です。

改良住宅管理費では、修繕費が想定以上となり、増額するとのことでした。

委員から豊島のごみ収集は月に何回かとの質問があり、週に2回、月8回であると回答がありました。

以上、教育民生常任委員会へ付託されました案件について審査した結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（井上正清君）

これをもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

## 委員長報告に対する質疑

○議長（井上正清君）

これより各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（井上正清君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

## 一般質問

○議長（井上正清君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては、簡潔・明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（井上正清君）

6番 母倉正人君。

○6番（母倉正人君）

6番、母倉正人です。今から質問をしたいと思います。

私は2つの強い思いを持ち、その思いの一つは、住民調整とのパイプ役を務めたいと。もう一つは、一極集中という言葉に象徴される地方と地域との活力低下の現状をなんとか打開したいという思いであります。そこで現在、政府が示している地方創生の考え方や方針を是とし、町執行部が進める地域振興施策の堅実な実施と見解に期待する立場から町の地域振興策に対して2点をお聞きしたいと思います。

その1点は、次世代産業育成モデル事業の成果と今後の展開についてであります。わが町は、国県の地方創生の関係資金を活用して、平成27年から次世代産業育成モデル事業に取り組んできました。香川県と静岡県が連携して「農と食と健康」を連携させ、「健康と長寿の産業化、地域ブランド化を進める」という誠にスケールの大きい事業の一端をわが町が担っているということでもあります。事業完了のあかつきには、町の振興に大きく寄与するだろうという期待感があります。しかし期待感の反面、スケールの大きさや研究の高度さから構想の全体像やこれからの事業が振興にどういう寄与していくのかということを住民に説明しにくい事実があります。そこで、確認も含めて何点かお聞きしたいと思います。

まず1点目は、町が事業に関わる取り組む狙いはどこにあるのか。わが町が得ようとするメリットは具体的に、端的に言えば何か。同時に現在まで町が得た成果はあるのか。

次に 2 点目として、新たな栽培素材への着手を考える段階において、今いわば実験段階に一区切りがつき、事業化の段階を迎える低カリウムレタスの生産に、販売を具体的にどうして進めていくのか、特にビジネスモデルでの核心である販売と流通ルートの確保をどのように見通しをしているのか。厳しい言い方をすれば、ビジネスとしてどう成り立たせようとしているのか。

また 3 点目は、生産設備について、仮に平成 31 年度に低カリウムレタスと新たな栽培素材の両方を生産するとすれば、新たな設備投資を行うのか。

さらに 4 点目、このような事業が完結するのはどのような状態になったら完結するのかというところでもあります。それともう一つは、時期はいつ頃になりますかということをご想定していただきたいと思えます。

最後に 5 点目、事業の完結する年度まで国県からの財源確保の見通しはどうか。こういった点について、町民の目線について言えばどう考えているのかということでもあります。そういった所見をお願いしたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（井上正清君）

農林水産課長 川本公義君。

○農林水産課長（川本公義君）

母倉議員のご質問にお答えいたします。

1 点目につきましては、安心安全、低コスト、高機能、高品質等をキーワードにしました農産物生産のための技術開発を行い、健康長寿につながる新たな栽培素材や成果を民間事業者に提供することによりまして、地元の活性化や地域産業の活性化を図ってまいりたいと思っております。成果としましては、町有施設の跡地利用ができたこと、また、本年 2 月の本格稼働から、現在では 94% 以上の歩留まりを保つ成果が出ております。

2 点目につきましては、低カリウムレタスについては、県内の購入候補医療機関に個別訪問を行いました。2 病院については給食で使用、3 病院につきましては病院内売店で販売していただいております。このような、低カリウムレタスは一定のニーズはあるものの、購入者が限られているため、より多くの町民の健康に資するものという観点から、来年度以降は新たな栽培素材を検討しております。

次期栽培素材につきましては、健康長寿の実現に資するもの、また、土庄町の工場で栽培することの意義のあるものにおいて、地元の産業にも貢献できるような形にしたいと、市場規模や販路の状況等を調査しまして、現在事業運営協議会で検討を進めております。

3 点目につきましては、生産設備につきましては、次期栽培素材を生産するために、大きな設備変更は無いと理化学研究所の研究者から伺っております。

4点目につきましては、31年度では新たな栽培素材での実証研究を行う予定でございます。また、民間展開のための準備を進めていき、32年度以降は、民間での運営ができればと考えております。準備についてはいろいろな課題、検討事項がありますが、事業運営協議会において、継続的に協議してまいりたいと考えております。

5点目につきましては、事業完結年度までの財源につきましては、地方創生関係交付金事業で行いたいと考えております。また、本事業につきましては、発信・普及することで、町民の皆様を知ってもらい、身近な施設として役立てていきたいとも考えております。

いずれにしても、コスト計算、環境データの整理、栽培、民間展開の準備等、理化学研究所、慶應義塾大学、香川県等と連携しまして進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上正清君）

母倉正人君。

○6番（母倉正人君）

はい。ありがとうございました。

もう一つお尋ねしたいと思います。北部観光エリアルートの形成における大部地区の位置づけという考えであります。

観光資源の掘り起こしを始め、小豆島北部の賑わいづくりの取り組みについて、三枝町長以下執行部において鋭意取り組んでいただいているところでありますが、なお感謝をしたいと思っております。特に本年度は財団法人小豆島北部みらいを設置し、次年度の事業計画案を練るなど、いよいよ本格化へ向けた推進がみられました。一般行政と緊密に連携しながら幅広い賑わいづくりを目指して動いております。今後も着目していきたいと考えております。そうした中で、私は北部観光エリアルートを形成することに、わが町が観光と連携させる賑わいづくりを進め、さらに全体に及ぶまちづくりを進めるということで重要な意義を持つと考えます。常識的に考えれば、まず既存の資源を利用するところから始め、順次施策を展開し、町全体、島全体に賑わいを作っていく、それも走りながら考えながらやっていただきたいというふうに思うし、推察しております。現時点では全体的な構想が見えにくいというところもあります。については北部観光エリアルートを形成していく上で、言わば観光拠点の整備に遅れの見える大部地区をどのように位置づけて町は考えておられるのかをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（井上正清君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

母倉議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

均衡ある発展を目指す土庄町にとりまして、小豆島北部地域の振興は従前より重要課題の一つとして位置づけております。中でも大部地区におかれましては人口の高齢化、過疎化が顕著です。行政に課せられた大きな課題の一つに人口減少、過疎化のスピードを少しでも緩やかにすることがあります。

その小豆島北部の賑わいづくりのために、一般財団法人小豆島北部みらいを8月末に立ち上げました。その目的は、小豆島北部を中心とする多様な観光資源の魅力を活かし、観光振興、地域振興を図ることにより、地域経済に寄与することとしています。

小豆島北部の景観は、日本の夕陽百選に選定されています。また、大部地区は、小豆島の北の玄関口である大部港を持ち、嶮岨山の山並み、妙見崎、こぼれ美島と眺望景観に優れた地域です。

この美しい景観に着目した一つの賑わいづくりの事例として、昨年かから地元の人達と一緒に取り組んでいる大部観光基盤整備事業、いわゆる「こぼれ美島展望台事業」は、観光客と地域の住民が交流できる場所になると考えています。

大部地区を北部観光エリアルートの一つの重要な場所と位置づけ既存の観光資源を活かしつつ、新たな取り組みを北部地域の賑わいに、どのようにつなげていくのかということが重要であるとと考えています。4か月後に迫りました4回目の瀬戸内国際芸術祭2019作品設置のための地元の協力も含め、どうかよろしく願いいたします。

○議長（井上正清君）

母倉正人君。

○6番（母倉正人君）

ありがとうございます。今わが町は、地域振興を進めていく上でのいろんな「言うは易く行うは難し」というふうな言葉がございますが、今後とも町のため、あるいは地域のためにも頑張ってお願ひしたいと思っております。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（井上正清君）

5番 木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

5番、木場隆司でございます。

私のほうから2点、質問をしたいと思ひます。まず1点目でありますけれども、何度か質問したわけですがけれども鳥獣害対策、イノシシ、鹿の鳥獣害対策についてお尋ねしたいと思ひます。5点ほどお尋ねしますので1点ごとにご回答願えたらと思ひます。

まず 1 点目、小豆島における現状の予定生息数は、減っているのか増えているのか。その状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（井上正清君）

農林水産課長 川本公義君。

○農林水産課長（川本公義君）

木場議員のご質問にお答えいたします。

香川県が策定しました、計画期間が平成 29 年度から 5 年間の第 12 次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画におきまして、小豆島のイノシシ推定生息頭数は、27 年度末現在では、根拠となる暦年の捕獲頭数などのデータが少ないため、312 頭から 998 頭と推定されておりますが、昨年、両町でイノシシの捕獲頭数は、2,200 頭を超えております。生息頭数は、年々増加しているものと考えられます。小豆島のニホンジカの推定生息頭数は、27 年度末現在では、1,891 頭から 4,071 頭と推定されております。小豆島のニホンザルの生息頭数は、24、25 年度の調査では、5 地区の群れで 610 頭という調査結果が出ております。以上です。

○議長（井上正清君）

木場隆司君。

○5 番（木場隆司君）

でしたら、生息頭数は増えているという解釈でいいのでしょうか。次に年間捕獲頭数は先ほど 2,200 頭と。これは 29 年の捕獲頭数ですか。そしたら、その前の捕獲頭数はだいぶ増えているということなんですね。その前の年はなんぼでしょうか、28 年は。

○議長（井上正清君）

川本公義君。

○農林水産課長（川本公義君）

イノシシの 28 年度の捕獲頭数につきましては、543 頭でございました。ニホンジカの捕獲頭数につきましては、28 年度が 472 頭でございます。ちなみに、ニホンザルの捕獲頭数は、28 年度が 76 頭でございます。

○議長（井上正清君）

木場隆司君。

○5 番（木場隆司君）

捕獲の数もどんどん増えておるわけですけども、生息頭数もどんどん増えておることになりますね。そういう解釈でいいのでしょうか。

○議長（井上正清君）

川本公義君。

○農林水産課長（川本公義君）

捕獲頭数から考えましたら、生息頭数は増えていると考えております。

○議長（井上正清君）

木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

次に3点目ですけれども、捕獲に対する助成の件であります。防護柵と電気柵等の助成はどれくらいされているのでしょうか。

○議長（井上正清君）

川本公義君。

○農林水産課長（川本公義君）

木場議員の再質問にお答えいたします。

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱に基づきまして、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルそれぞれを捕獲して交付申請した実施隊員に対しまして助成しております。メッシュ柵とか電気柵につきましては、また、単独県費補助事業の採択基準に適合されている場合、複数の農業者などが農作物の被害を軽減するために、侵入防止柵を自力で施工する場合、事業費の上限は50万円ですが、資材費相当額の全額を補助しております。昨年につきまして実績は、5地区でやっております。

○議長（井上正清君）

木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

次に4点目でありますけれども、農作物等への被害状況はどうなっているのか。増えているのか、減っているのかお答え願いたいと思います。

○議長（井上正清君）

農林水産課長 川本公義君。

○農林水産課長（川本公義君）

木場議員の再質問にお答えいたします。

土庄町が、毎年調査しております野生鳥獣による農作物の被害状況調査によりますと、29年度、町内のイノシシによる農作物の被害金額は435万7千円で、前年対比で言いますと約2%増加しております。被害額が増加した要因につきましては、稲の被害面積が増加したためでございます。鳥獣全体の被害金額は979万円で、前年度とほぼ同額という結果が出ております。以上です。

○議長（井上正清君）

木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

被害の状況がちょっとぐらいい増えとるということですが、実際は被害が多くて、もうやめている人がおりますので、それをしたら莫大な被害が出よ

んではないかというのが私の実感であります。被害が出るから、もうこれ以上は対策してもしょうがないからやめると言ったら被害がなしになるという案件もあるんじゃないかということをしております。

次に 5 点目でありますけれども、今後の被害対策をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（井上正清君）

川本公義君。

○農林水産課長（川本公義君）

木場議員の再質問にお答えいたします。

土庄町としましては、「獣害に強い地域づくり」を推進するため、地域で講習会の開催、地域点検、大規模侵入防止柵を設置しまして地域を守るとともに狩猟免許を取得している土庄町鳥獣被害対策実施隊員の協力を得まして、これまで以上に有害鳥獣捕獲を積極的に推進してまいりたいと考えております。また、小豆島町や香川県小豆農業改良普及センターと連携を密にしまして野生鳥獣による被害の減少に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上正清君）

木場隆司君。

○5 番（木場隆司君）

ありがとうございました。先ほど言いましたように、イノシシの生息頭数はまだまだ増えております。増えているので柵をしたら、柵をしたところは来ん。けれど減る数にはならないという感じがしております。とにかく捕獲の数をどんどん増やしていかないといけないという気はしますけれども、イノシシは捕っておる人の話を聞きますと、罾をかけたところを避けて通っているという話が出ております。嘘かほんとか知りませんが、そんなことですので、今後とも対策面に十分な配慮を願ったらと思っております。

次に 2 点目でありますけれども、がん検診の希望調査についてであります。

がんは万一かかるのではなく、一生に 2 人に 1 人はかかるとテレビ等で報道しておりますけれども、これは真実かどうか聞きたいと思えます。

次に、土庄町健康づくり推進協議会、医療懇談会で土庄町のがん検診受診率が低い状況であると指摘を受けておりますけれども、検診受診率が低い理由、根拠を担当部署としてどう考えているか。がんの早期発見、早期治療は必要不可欠と思えます。がん検診の必要性を広報活動等で住民にさらに問いかけてはどうか。検診率が向上したら健康な町づくりにもつながるであろうと思えますけれどもどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（井上正清君）

健康増進課長 山本真由美君。

○健康増進課長（山本真由美君）

木場議員のご質問にお答えいたします。

1981年以來、がんは日本人の死因第1位を占めております。日本人の2人に1人はがんになり、3人に1人はがんで亡くなると言われております。

議員ご指摘のとおり、土庄町のがん検診受診率は県下でも低い状況が続いております。担当課としましては受診率向上のため、広報紙へがん検診日程一覧の折り込み、健康応援通信の送付、広報紙で周知などの啓発や、休日検診の実施などを行ってまいりましたが、効果があまり表れていないのが現状であります。

そこで31年度の検診に向けて、他市町で実施し効果が上がっている希望調査の実施を予定しております。希望調査は、男性40歳から69歳、女性20歳から69歳で疾病罹患率の高い世代に絞って調査を実施いたします。対象者に予定表・申込書等を送付することで、早い時期に周知ができ、対象者が検診スケジュールを把握するため、受診に対して意識が高まり、受診率の向上につながると考えております。

また、受診しない理由を聞くことで、他機関での受診状況や住民の検診に対する意識等を把握し、受診率が低い理由の分析もふまえ、より効果的な検診の実施につなげることが可能であると考えます。

がんの早期発見、早期治療は必要不可欠であります。がん検診希望調査とともに今まで以上に啓発活動を行い、受診率の向上に努めてまいります。以上です。

○議長（井上正清君）

木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

まったくその今言われた回答どおりだと思いますので、とにかくがん検診の必要性を広く広報活動しまして、とにかく受診を、率を上げていただきたい。よう努めていただきたいと思います。これを持ちまして質問を終わります。以上です。

○議長（井上正清君）

8番 濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

8番、濱中です。

私は2つの点について質問したいと思います。一つは、唐櫃栄山地区において太陽光発電予定地に産業廃棄物、がれき類、鉄筋、金属くず、それから木くず、汚泥などいろいろな産業廃棄物が不法投棄されております。まず、その件について1点は聞きたいと思います。

それから 2 点目は、唐櫃の太陽光発電に計画されている地域は、瀬戸内海国立公園の普通地域で、豊島でも最も景色が良い地域で、住民のほとんどの人がそこへ行って、景色を楽しみ、心の安らぎを感じている場所でもあります。そういうところに 1ha 以上にわたりまして、用地造成がなされております。この前の 9 月議会でもお願いしましたが、土庄町には自然環境保全条例というのがありまして、1ha 以上の山林または地域において開発用地造成が行われた場合は、自然環境保全条例を適用して業者と協定を結んで良好な自然環境を保全するというような素晴らしい条例があります。この素晴らしい条例が、なぜ適用されないのかということも 9 月議会に尋ねました。今回もまた同じような質問をさせていただきますけど、進展はあったかどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず第 1 点目です。栄山地区の太陽光発電事業計画用地において、用地造成を行った土壌からコンクリートがら、アスファルトがら、木くずなどの産業廃棄物が広範囲にわたって不法投棄されていることが香川県によって明らかにされました。この廃棄物に対し、県はスケルトンバケツ、このスケルトンバケツというのはバックフォーの先に 10 cm×20 cm 角のけんどもみたいなものがついておりまして、それで中のがれきを選別するわけなんですけど、10 cm、20 cm というと小さなものは、ほとんどそこからこぼれてしまいます。こぼれた分については、香川県は目視による廃棄物の分別撤去作業を指導し、現在、廃棄物の撤去が終わったと言っています。しかし、10 cm、20 cm からもれた分につきましては、泥と混じっておりますので、目視でも泥の中から木くずとか、がれきを見つけるのは非常に困難であります。ということで非常に多くの廃棄物がまだスケルトンバケツで選別した後に残っております。

現在、香川県は 11 月にですね、行政指導が終わったと、現場から廃棄物の撤去が終わりましたよということを広報しております。しかしながら、現場で香川県が試掘が終わったという後の試験掘りでは、かなりの産業廃棄物が出てきておりまして、それも土庄町の職員も立ち会った上での試験掘りだと思ひます。

まず、質問の第 1 なんですけれども、土庄町職員も撤去作業に立ち会っている。本当に不法投棄された廃棄物は撤去され、現地には残っていないのかという問いにお答えいただきたいと思ひます。

○議長（井上正清君）

住民環境課長 高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員のご質問にお答えいたします。

県からは、豊島太陽光発電計画地において、県が行ってきた廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物の撤去に係る行政指導を 11 月 16 日に

終了したことについて説明を受けております。なお、豊島の住民の方々に対しては、県から文書で説明したと伺っております。

産廃が残っていると住民の皆様からご意見をお聞きしておりますが、その都度、県に伝えておりますが、本日お聞きしたご意見につきましても、県にお伝えいたします。以上です。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

県に伝えるとおっしゃってましたけれども、それは同じように私たちが伝えておりまして、県は全く聞く耳を持っていません。しかしながら、町は県の職員と同時に、同時にじゃなく一緒に現場に立ち入って、撤去の指導をしております。なおかつ、最後の試掘掘りの確認には県の職員も立ち会っておりまして、その試掘掘りの区域とか深さが全然足りないということも見ているはずですが、本当に町の職員が見て、廃棄物は現場に残っていないのかどうか、そのことを聞きたいと思います。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員の再質問にお答えいたします。

私自身、現地に2度ほど、それと最後の試掘現場で立ち合わせていただきました。現場におきましては、業者のほうがスケルトンバケットからふるいにかけてものを作業員が撤去しております。そのところで見たとところで見落としがないような形、また見落としがありそうな場合においては指導をしていったところがございます。また、最終の確認のところにおきましても、同様な作業状況がございまして、現地を確認しております。その部分におきましては、産廃が見受けられた場合は、撤去するよう指導してまいったところがございます。以上です。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

私は、9月議会で同じような質問をしました。1cm角、2cm角の廃棄物も撤去の対象になりますかという質問です。住民環境課長は、この質問に対してこう答えました。「廃棄物があれば除去するよう指導している」ということです。しかしながら現場にはたくさん廃棄物が残っております。この廃棄物が残っているのを確認しているのか、していないのか。実際に廃棄物があるのかないのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

傍聴席にお知らせします。写真を撮られた方がおられるようなので、これは中止してください。失礼しました。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員のご質問にお答えいたします。9月にもお答えいたしましたけれども、現場作業のところにつきましては、廃棄物が目視で確認された場合は撤去するように指導しております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

指導しているのは分かっています。ただ、指導した後の現地です。県は終わってると言っているのですが、現地にまだ産廃がたくさん残っています。それを課長も職員もしっかり自分の目で見ています。だから現在残っているのか、残っていないのかということを僕は聞いているんです。指導しているのか、していないのかというのは聞いていません。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員のご質問にお答えいたします。繰り返しになりますけれども、作業現場においては、廃棄物が確認されれば指導をしていたところでございます。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

僕は指導しているか、指導していないのかを聞いてないんです。廃棄物が残っているのか、残っていないのかを聞いています。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員のご質問にお答えいたします。産廃があれば撤去するように指導しております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

私は何べんも言いますが、指導しているか、指導していないかは聞いて

いない。聞いてないことに対して答弁されても困ります。実際、現場に廃棄物があるのか、ないのか、それを聞いているので。それをあるとか、ないとか、分からないとか、そういう答弁をお願いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

濱中君、堂々巡りになりますので、いかがでしょう。次に進みましたら。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

僕はね、あるか、ないか、分からないか、その3つのうちの一つでもいいから答弁してほしいんですよ。分からないんだったら分からないでいいじゃないですか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員のご質問にお答えいたします。答えられません。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○10番（川本貴也君）

動議。休憩動議。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

## 休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時37分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（井上正清君）

再開いたします。

先ほど、濱中議員から資料提出の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

先ほど課長から回答がありましたので、第1点目の現地には残っているのか、残っていないのかという質問については、分からないということで一応閉じたいと思います。

その残っているのか、残っていないのかということなんですけれども、一応、現場の写真を持ってきましたので見せたいと思いますが、これは現地の空から映した写真です。これは廃棄物、中から出た廃棄物の写真です。これがスケルトンバケット、これがトロンメルバケットという選別の機械で。県は指導が終わった、撤去が終わったと言ってますけど、現地は斜面に水が流れると中からいっぱい廃棄物が出てきます。こういう感じで流れているところには廃棄物がいっぱいあります。

これは木くずの写真なんですけれども、現場の北側の端には木くずとかがいっぱいまだ残っておりまして、そこはまだ手つかずの状態が残ってます。県の指導が終わったってということなんですけれども、県の行政指導というのは非常にあやふやなものですからね、あくまで指導ですから、県のほうは何で、行政指導をやめたのかっていうと、他の撤去命令とかですね、改善指導とかに比べて行政指導は弱いので、このあたりでいいんじゃないかという、ほんとにあやふやなところで、県はやめております。本当に腹だたい限りなんですけど、県は初期の目的を達したとしてやめてるんです。本当に町としてですね、しっかりと見てほしいし、発言もしてほしいと思っています。

次の質問に入りたいと思います。

廃棄物が撤去されたことの証明を住民に示すことができますか。町として、豊島の住民、また土庄町の住民に廃棄物が撤去されましたよということを知らしていただけるのでしょうか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員のご質問にお答えいたします。

この件につきましては、私が現地に入っただけの指導をしたということは、説明させていただけるかなとは考えております。ただ、この案件につきましては、また県のほうにこういうふうな話があった旨を伝えてまいります。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8 番（濱中幸三君）

また同じ繰り返しになるかも分かりませんが、私は指導はもう終わったと、現在その現地にですね、どんなものが残ってて、もしくは残ってなくて、それを住民に対して県及び町が指導した結果、現場はこうなりました、産廃はもうなくなりました、住民の生活の不安はありませんよ、安全ですよということを知らせていただけるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員からのご質問にお答えいたします。繰り返しになりますけれども、県からは豊島太陽光発電計画地において、県が行ってきた廃棄物の行政指導につきまして、文書にて住民の方々にもお示しをしているかと思っております。その中の文言の中で、私のほうも県から文書で説明を聞いております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8 番（濱中幸三君）

私たちが、県から 11 月 16 日に豊島太陽光発電計画地における産業廃棄物の撤去に係る行政指導の終了についてという文書をいただいております。しかし、行政指導を終了しても産廃は残っておりますので、私たちはこの通知の文書について、先日県へ行って異議を申し立て、並びに内容について公開質問状を提出してきました。だから県の報告について私たちは全く納得しておりません。

そういう中で、町が行政指導を終わったってことの説明を私たちにするのかしないのかっていう話なんですけど、先ほど課長が分かりませんという答弁だったので、これ以上聞いても、指導してました、分かりませんで前へ行ってしまおうかなと思います。

それから一つ法律的なものになるんですけども、行政指導で廃棄物の撤去が行われたということは、悪質な不法投棄に対して行政指導というのは本当に甘い。お願いしますだけです。甘いと思います。

廃掃法によると 19 条 3 項で改善命令ができます。19 条の 4 項では措置命令が出ます。本来は、悪質な不法投棄であれば、措置命令、改善命令でやるのが本当だと思いますけれども、このあたりの解釈についていかがお考えですか。

○議長（井上正清君）

濱中議員、ちょっと中断します。傍聴席の方にお知らせします。先ほど、こちらに向けて携帯の操作をしている人がいました。操作をやめてください。以上です。失礼しました。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員のご質問にお答えいたします。その件につきましては、この旨、県のほうに話があったことを申し上げようと考えております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

ぜひ、県のほうへ行政指導では甘いと、何で改善命令を出さなんだんたということをしっかりと伝えてほしいと思います。

それから次の質問に入ります。

不法投棄された産廃を含む汚泥によると思われる用地造成は、平成5年頃、また平成27年頃の2度にわたって行われており、平成27年頃に行われた用地造成は、平成5年頃に海岸近くに不法投棄された産業廃棄物を含む汚泥を掘り起こし太陽光発電施設用地に持ち込んだものであると思われま。

その土質は、非常に軟弱であり、降雨によって法面が流失して敷地外の民有地にまで流れ出しています。自治会で民有地に流れ出している土壌の調査を行ったところ、PHが9.5、コーン指数が181 kN/m<sup>2</sup>の調査結果が出てきました。

自治会は、この数値を持って、県に建設廃棄物の汚泥と考えられるので、土壌の調査を行うように度々要請しました。しかし、県は自治会の要請を無視し続けています。

致し方なく、自治会は、汚泥の不法投棄事件として香川県警に2度の告発を行いました。先日3度目の告発を行っています。3度目は廃棄物の中がれきと木くずがあるので、混合廃棄物の不法投棄ではないかということで告発しております。

県の産業廃棄物撤去終了宣言を受け、発電業者は産業廃棄物を含んだ汚泥の上に太陽光発電施設を建設しようとしています。土庄町において至急に実施してほしいことについてお尋ねします。

1番目は、産廃が残っていることを県に伝え、県に認めさせてください。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員のご質問にお答えします。本日話のあった旨につきましては、県のほうに伝えてまいりたいと考えております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

県に伝えると同時に、自分の目で見たところを県にしっかりと知らせてほしいと思います。先ほど写真で示しましたように、産廃がまだたくさん残っていますので、そのことをしっかりと県に伝えてほしいと思います。

それから、次の質問に入りたいと思います。

汚泥の軟弱な地盤の上に太陽光発電施設を建設することになれば、大雨、台風時に太陽光パネルの飛散、地盤の流亡崩落による太陽光発電施設の損壊等が高い確率で予測されます。それに伴う周辺環境の汚染、損壊、人的被害も起こりうると考えられます。

土庄町は、速やかに土庄町自然環境保全条例を適用して、事業者から事業計画書、土質調査書を提出させ、また自らも土質調査を行い、汚泥であれば撤去を求め、泥土であれば、太陽光発電施設が飛散流失しないよう、自然環境保全協定を結び、地域の環境保全と、安全安心を図ることが強く求められています。これに対して答弁をお願いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員のご質問にお答えいたします。土庄町自然環境保全条例の適用につきましては、以前にもご説明させていただきましたが、今年の2月に弁護士に相談したところ、太陽光発電の設備の設置自体は開発行為でないこと、またヘリポートをつぶして造成したとき、香川県が森林法やみどり条例を適用していないという状況下、町単独で自然環境保全条例の適用は難しいとのご意見を伺っておりますので、適用は難しいと考えております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

土庄町の自然環境保全条例に、適用についてですね、県に相談したり、弁護士に相談したりすることは良いかも分かりませんが、町の条例でありますので、町がどう考えるのかっていうのが一番、町民を守るためにこの条例をどう適用するのかっていうのを常に、最初に考えてほしいですね。町民を守るための条例だから、町がやっぱりそれは適用しなくちゃならないっていうのが、やっぱり本当の姿だと思います。

前回、課長にですね、土地のことについてお尋ねしたら、土地については粘り気のある土で、晴れた日にはカチカチになる土質であったということで、雨の日はぬるぬるといふか、ぼとぼとの土地なんですよ。そういうところに太陽光発電を建設するっていうことは、非常に台風とか雨に弱いので、危険であると思いますので、自然環境保全条例を適用してですね、杭をしっかり止めるとか、自然の環境を守るために周囲を緑化するとか、そういうふうな町の仕事というのは十分あると思いますので、今後、ぜひ適用していただきたいと思います。

豊島の西の産廃の不法投棄事件に話を少ししますと、県は廃棄物の適用を誤ったということで、国民に対して 750 億円ぐらいの損害をかけてます。県も誤るときはあります。そのときの弁護士は田代弁護士だったと思うんですけど、これはちょっと言いません。今の田代さんの名前は削除してください。その弁護士と同じ弁護士が同じようなことを言ってるということで、非常におかしいのではないかと思いますね。町は、もう少ししっかりと自分たちの住民を守るための条例があるんですから、その条例を守るために適用してください。お願いします。

最後にですね、町長に土庄町自然環境保全条例の適用と残っているがれき及び木くず、汚泥などの撤去について前向きな回答をお願いしまして、最後の質問といたします。お願いします。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それではお答えさせていただきたいと思います。もともとですね、太陽光発電の話があつて、汚泥の話もありましたし、がれきの話もありました。そういう中で高橋課長がずっと答弁しておりますが、高橋課長も豊島で生まれ育った方です。ということで、ぜひ高橋課長に一から十まで全てお願いしようかなと思ってお任せしておりました。ところがですね、濱中議員がおっしゃるように、いろんなところで、県があり、国があり、町の動きが鈍いとかですね、いろんな動きの中で指摘をされておりますけれども、先ほど言われたように、弁護士とかそちらのほうに相談するだけじゃなくてというのはそのとおりだと思います。

だけど、職員としては、まずはコンプライアンスに則ってやるというのが大前提でやってた中でこういう結果になったと思いますので、それは別として、町としてやれること、県でないとできないこと、きちんと棲み分けしながら、土庄町自然環境保全条例をどういう形で適用できるかというのは前向きに検討させていただきたいと思いますし、また住民の方とも今後も協議しながらです

ね、いきたいと思います。

住民の方が行くときには、県のほうに、僕も必ず一緒に行っておりました。県の部長も県としてできるのはここまでだということと、もう一つ先ほど、3回告発した聞いております。県のほうはやっぱりそれを重く見てですね、告発したんだから、その結果を待ってから動くというような話も言っておりましたので。それは県の話です。町のほうはそれは別として、自然環境保全条例というのはどういう形でできるかというのはもう一度ですね、執行部の中で検討しながら、いい回答ができるように前向きに検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

ありがとうございます。町の職員はですね、上に町長おるし、もっと上には香川県がありますので、自由な発言はできないとは思いますが、ぜひ本音で、本当のことを、本音じゃなくて、本当のことを自分の目を見て確かめてしっかりと発言できるような環境になればいいかなと思います。

あと何分。5分。

前回も読んだんですけれども、もう一度土庄町自然環境保全条例の前文を読ませていただきたいと思います。本当に素晴らしい前文であってですね、土庄町が今後の行く末を、将来を見ているような前文ですので読ませていただきます。

自然は、人間生存の基盤であり、豊かな情操を養い、すぐれた文化をはぐくんできた母胎である。澄みきった海と空、緑の山並み、白砂青松の海岸、めぐまれた小豆島の自然は、かけがえのない先祖からの遺産であり、郷土発展の基盤である。

しかるに、ややもすればこの自然の価値を忘れ、これを破壊し、自然界の調和を乱し、自らの生活環境と類まれな島の自然美を悪化させようとしている。われわれは、今こそ自然の価値を深く認識し、その恩恵を永遠に享受できるよう自然を保護することを町民共通の責務として最善の努力を払わなければならない。

ここに、郷土の自然環境を保全することを町政の基調として確立し、自然と調和した生活環境を創造することを決意して、この条例を制定する。

以上です。

○議長（井上正清君）

2番 岡本経治君。

○2 番（岡本経治君）

2 番、岡本です。端的に答えていただければありがたいと思います。

まず初めに、瀬戸芸と財団法人についてですが、来年の瀬戸芸を迎えるにあたって観光大使の動きに対してきちんと掌握し、協力体制は整えているのか。また、山本氏、勝詩の両氏の連携、掌握。また来年の瀬戸芸について各観光協会とどのように連携が取れているのか。簡潔に答えてください。

○議長（井上正清君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

現在、土庄町では小豆島とのしょう町ふるさと応援大使、いわゆる観光大使には、見目出身でシンガーソングライターの勝詩氏と肥土山出身の漫画家山本崇一朗氏の2名へ委嘱しています。

今年度の主な活動としましては、勝詩氏には小豆島まつりで、大阪府北部地震と西日本豪雨災害で被災した地域への支援を呼びかけるチャリティライブの開催や瀬戸内海タートル・フルマラソン全国大会での選手宣誓をしていただき、ご自身もハーフマラソンにエントリーし、完走されました。また、山本崇一朗氏につきましては、漫画「からかい上手の高木さん」の舞台探訪マップを作成しました。アニメの中にエンジェルロード、鹿島明神社など、町内の多くの場所が舞台として登場しており、テレビ放送された反響がとても大きく、多くのファンの方々に好評を得て土庄町への誘客に繋がっています。

瀬戸内国際芸術祭が開催される来年度におきましても、両応援大使と、また小豆島観光協会並びに小豆島とのしょう観光協会等々と連携を密にして引き続き活発な活動を展開し、土庄町の魅力をさらに広めていく予定でございます。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2 番（岡本経治君）

勝詩氏も先月来られて、立派なご挨拶をしていただき感謝しております。山本氏は、パンフレット等、観光課のほうで配られて、その後何の動きも見えていないというか、夜中にテレビ放送されているんですね。テレビ放送を夜中にされたものが、反響が良ければゴールデンタイムによく移行してきます。そのような時に乗り遅れないように、例えば庁舎の前に、大きなコンパネで作ったような顔を出すような、一つの目玉になるようなものがあれば、もし庁舎の前に来て、また目の前の土淵海峡を見ていただいて、はがきの1枚でも買っていただければ、自主財源の確保になるのではないかと思いますので、そのへんもしっかりと協議して、進めていってもらいたいと思います。

次に、財団法人設立について、各自治会に説明をしとると思いますが、この名称が、一般財団法人小豆島北部みらいとなっております。この設立にあたって、お金はどこから出ているのか。資本金 300 万。この北部みらいの役員の方の職業は、どのような職業をされているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（井上正清君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

岡本議員の財団法人に関するご質問にお答えいたします。

まず 1 点目のどのように地元の説明会があったのかということでございますが、庁内の内部検討会を行いながら、昨年 7 月 14 日、今年 6 月 24 日の 2 回にわたり、北浦 4 地区の自治会長、三役等の方々に対して地元説明会を実施しております。その中で北部地域振興のために財団法人を立ち上げるということにつきましては、概ねご理解をいただきました。

また、2 点目の質問の設立資本金についてのご質問でございますが、設立資本金 300 万円は、土庄町が一般財源から出資しています。平成 29 年に商工費の地域資源活性化事業の中の財団法人出資金として予算計上し、平成 30 年度への繰越予算とし、今年度執行いたしました。

次に 3 点目の役員の方の職業等のご質問でございます。一般財団法人小豆島北部みらいの発足時の役員等は、評議員 3 名、理事 3 名、監事 1 名でございます。一般財団法人の設立にあたり、設立者である土庄町が適任と判断し、設立に関して賛同いただいた方々に理事、評議員並びに監事の役職に就いていただきました。また、役員等の氏名につきましては、11 月 29 日の総務建設常任委員会において説明させていただきましたが、評議員の三宅義明氏、職業は会社役員で、土木関係の会社社長です。同じく評議員の清水榮一氏、職業は個人事業主でビデオ企画業を営むとともに、民間放送の通信員をされております。同じく評議員の岡上峰康氏、職業は無職です。理事には、代表理事として三枝町長、理事の笠井寛氏、職業は会社役員で、東京で代表取締役として市街地開発事業の企画立案業務等を行うとともに、地元におかれましては農業法人を立ち上げられています。同じく理事の秋長正幸氏、職業は会社役員で、オリーブ関係の会社の代表をされるとともに、北浦地区においては、みかん園を営まれております。監事には木場隆司氏、職業は農業です。合わせて 7 名の方に入っております。職業は様々ですが、いずれの皆様も見識が広く地元のことに精通する方々でございます。以上です。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2 番（岡本経治君）

土木会社の社長とビデオ企画、あと無職の方、これ前職は何でした、岡上さん。

○議長（井上正清君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

前職は、土庄町の職員でございます。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

各専門家の方が集まって、北部みらい。北部みらいってというのは、小豆島の北部を指してるんですか。ほんで、土庄町がこの財団を作ったら、北浦地区4自治会ですかね。先ほど言ってましたね。全員の賛同を得られたんだろうと思います。当然そこには残石公園の再開発という部分もありますけれども、全員、4自治会が全会一致、また残石公園のことも含めて、北部みらいを動かしていくのか。今後どのような展開でいくのかということを知りたいと思います。

○議長（井上正清君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

なぜ北浦地区だけに説明をしたのかというご質問かと思えます。当初は北部地域の中央にある北浦地区からスタートし、徐々に他の地区へも広げたいということで、北部ルートのルートとしてつないでいければと考えていました。

また、残石記念公園につきましては、当然将来的には大坂城残石記念公園の運営も含め、一つの拠点として取り組まなければならないとは考えております。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

名称というのはすごく大事でね、北部って言われたら、北部に限定しがちなんですよ。それを何で北部ってつけたのかよく分からないですけども、選出にあたっていろいろな協議があったと思いますけれども、財団を作ってしまうと何とかなるじゃなくて、この財団を生かしてどのように土庄町に繁栄をもたらしていくのかということをもう一度考えていただきたいと思えます。

次、2点目の質問に入ります。最終処分場についてなんですけれども、今現在馬越の計画しているところがあるんですけども、そこは、地滑りの区域であり、石炭の採掘跡が複数あり、坑道がどの方向に進んでいるか分からない。町

長がよく言われる町民の安心・安全のための行政という意思を第一とすれば、課長はこの場所が安全と言えますか。お聞きしたいと思います。

○議長（井上正清君）

住民環境課長 高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

馬越計画地の麓が地すべり地区であることは確認しております。また、石炭の採石跡が複数あることにつきましても、町誌・村誌、現地で実際に炭坑で働いた経験のある方々などからの聞き取りを元に調査いたしました。幕末頃から明治にかけて、肥土山、馬越、元目で石炭が産出され、それ以降肥土山地区、土庄北側沿岸の各場所で坑道が作られ、石炭を採掘し、途中閉鎖された炭坑も多くありましたが、昭和28年ごろ全ての炭坑が閉鎖されたと聞いております。

地元の方からは、大鐸地区と北浦地区の境界の地下深くに炭坑田があり、坑道はその炭坑田に向かって掘り進められ、炭坑田に当たっては枝状に採掘していたとのこと。また、北部沿岸側の坑道の勾配は緩やかであります、高さは低く、炭坑田の層厚も薄かったことから、採掘時には炭坑夫は横ばいになって、つるはしで掘り進んだとのこと。なお、坑道を維持するために突っ張り棒をしますが、途中落盤または下からの盛り上がりもあり、現在では坑道の各所が閉鎖されているのではないかとこの意見も伺っております。

調査した結果、馬越計画地の高さ、坑道の位置及び高さから影響は低いものと考えています。しかしながら、岡本議員のご指摘のとおり、危険な状態じゃないかというふうなことでございますので、これにつきましては、埋立最終処分場の計画にあたりましては、安心安全な施設とするよう細心の注意を払い、計画を策定することにしております。よろしく申し上げます。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

安心・安全のために計画を策定しておるという課長の答えですけれども、これ稼働年数が25年、当初予算が18億。それがなぜ35億円強になったのか。また、計画としてする時には誰の土地を購入するのか。どの辺りで、だれの土地を購入するのか、その価格がいくらなのかということは当然分かっているはずだと思います。計画段階でその土地の購入者の、土地の持ち主の名前を言えるのかどうか分かりませんが、もし言えるのであれば、土地は誰の土地で、いくらで買うのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

土地に関しましては、土地の購入価格でございますけれども、事業にあたっては、土地収用法の関係からお答えができません。また、その所有者の詳細についてもお答えできませんので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

答えられないですか。土地の購入価格を。どうやって35億というお金の算出が出てきたんですか。漠然と18億から約倍、どうやったら答えられないと言いながら、どんな計算でこんな倍の計算になるんですか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

事業費についてでございますが、当初、予算策定時は、埋立容量を約31,000 m<sup>3</sup>として最終処分場を建設する計画で、概算事業費を18億円ほどとしておりました。馬越計画地では、まとまった土地が確保できる可能性があったことから、埋立容量約75,000 m<sup>3</sup>として計画し、測量・土質調査等の実施及び基本計画を作成したところ、最終処分場内の埋立地、埋立地内の滞留水の処理施設、進入道路などの工事費が多額になったことから、概算の事業費で35億円ほどと想定を超える事業費になった次第でございます。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

漠然と35億って、これで町民が納得できればそれでいいんですね。税金を投入しますんで、まして25年稼働ってお聞きしましたけども、今度庁舎を50年以上もつ、耐震化して25億以内くらいでおさめようということで、皆一生懸命、各執行部、議会も打ち合わせしとりますけれども、25年しか使えないところに35億も、またいろんな問題が起きてきたら当然追加が出てきますよね。金額が跳ね上がる可能性があります。もう一度しっかりと、町長が言われる町民の安心・安全という、町長の意を汲んできちんと算出してもらいたいと思っております。

ただ単に見直せということじゃないですけど、前回、去年からずっと止まっておる他の候補地として、開発公社の購入した灘山の土地なんですけれども、あそこ約2万坪ありまして、2億で購入しました。ベンチカットが可能であれば、たぶん県も許可を出していただけるものと確信しております。あそこは、あん

なけの広大な土地でありますので、50年以上は使えるんじゃないかと。購入した金額、高い安いは別にして、50年以上使えるその土地が町にある。その結論もまだ出ないまま、次の候補地、まして35億かかる、それはいかかがなものかと思えます。もう一度そういうなことが考えられるのか、候補地として、どうなのかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

以前、灘山では最終処分場での計画も実施してまいりましたが、現在は灘山の計画地は係争案件となっておりますので、現在はこの動向を注視しているところでございます。

また、先ほどの馬越地区におきましても、現在は埋立容量を約35000 m<sup>3</sup>の縮小案で、再度全体を見直し、基本計画を行っているところでございます。なお、計画に際しての細心の注意はもとより、防災対策につきましても有識者、学識経験者のご意見を伺い、尊重しながら対処してまいりたいと考えております。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

学識経験者の意見もすごく大事だと思います。近年、各所でいろんな土砂災害とか起こって、多くの方の命がなくなっております。そのことを踏まえ、想定外のことが、出てこないよというのを、前回の一般質問でも言わせてもらいましたが、想定外があった時に、そしたらそれを進めていった行政は、個人の方々、不幸に見舞われた方々に責任が取れるのか。絶対大丈夫ということは世の中には無いと思えますけれども、せめて下に民家がないところとか、落盤事故が過去にあったであろう、下から土が盛り上がってきたであろうというところに作るというのは、縮小してもその危険性は免れないんじゃないかと思われまます。それでもなおかつそこでというのであれば、皆さんが何かあった時には責任取りますと一筆くらいかける覚悟で、個人的に、そのような覚悟で臨むのであればいいですけど、これはそんなことできるような問題じゃありません。でしたら最初から、そのような事故が起こりにくいであろうという場所の選定っていう部分をもう一度考えるべきではないかと思えます。だから先ほども言ったように、町長が常に町民の安心・安全って、県知事も言われてます。県の住民が一人一人安心して住める香川県づくりということ、それをもう一度考えて、やり直していただけることを望んで一般質問を終わりたいと思えます。以上です。

○議長（井上正清君）

1 番 岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

1 番、岡野です。議長の許可をいただきましたので、通告に基づき 1 点、障害者福祉施設整備の現在の進捗状況について質問いたします。

知的障害者の場合、自立して生活ができる方が少なく、親の死亡などにより世話をする人がいなくなると、年をとってから、泣く泣く生まれ育った小豆島を離れ、島外のグループホームに移らなければならない方が増えていくことが予想されます。

また、小豆島町には、グループホーム「ソレイユ」が設立されており、土庄町の方も利用されているため、土庄町のグループホームの整備に対して平成 27 年 9 月、平成 28 年 6 月、平成 29 年 9 月議会で質問し、執行部の答弁では、当該法人との協議は現在中断しているが、当該法人の理事長からはグループホームの設置に向けて協議を再開したいと聞いている。町としては早期の協議の再開を期待し、できる範囲で協力をしたい。また、町長からはグループホームの設置に向けて体制が整い次第早急に話を進めていきたいとの話を聞いたが、その後の進捗状況をお知らせください。

○議長（井上正清君）

福祉課長 奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

岡野議員のご質問にお答えいたします。

昨年 9 月以降、機会のあるごとに町内社会福祉法人でありますひまわり福祉会の岡理事長様とお会いし、障害をお持ちの方を取り巻く現状についてお伺いをする中、特に養護者の方の高齢化は深刻な問題であり、また障害をお持ちの方が住みなれた地域で安心して生活していくためにも、新たなグループホームの整備が喫緊の課題であることにつきましては、共通の認識を深めております。

ただ、ひまわり福祉会様といたしましては、本年度に現在同法人が使用されている建物の耐震診断を実施されたそうです。幸いにも耐震基準自体はクリアしていたものの現状の雨漏り等に対する建物の改修を計画、今後実施をする予定ということで、新たなグループホーム整備の具体的な検討につきましては、その改修後となる可能性につきましても示唆をされております。

町といたしましては、グループホームの整備につきましては、町の障害者福祉施策の重要課題として何年来位置づけている問題でもあります。またその整備・運営につきましては、島内で障害者事業を実施されております同法人の協力が不可欠であると考えておまして、今後もこの事業につきまして早期の実現を目指して協議を重ねるとともに、同法人との協議の中で町としてできると

ころを探して、お手伝いをできるところは協力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

現在の相手先のひまわり福祉会のほうの状況、また町の考え方については理解しましたが、前回の質問で、土庄町内で知的障害で療育手帳を持っておられる人数が 205 名、その中で 18 歳以上の方が 183 名、18 歳未満の方が 22 名おられるということはお聞きしました。その方たちの親の年齢は、町のほうで把握してますでしょうか。

○議長（井上正清君）

奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

現在、個別の養護者の方の年齢までは把握はいたしておりませんが、可能ではあると思いますので、そのあたりの調査は今後させていただいたらと思います。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

個人情報などの問題もあるとは思いますが、1 人で生活することが困難である方の家庭環境、また親等の年齢等については町のほうとしては、ぜひとも調べていただきたいと思います。それからですね、設置に向けてひまわりさんのほうの対応のほうは、ちょっとスピードが遅くなるかもしれないんですけども、町のほうとしてですね、ひまわりさんだけではなくですね、いつでも、どこの法人でもグループホームが運営できるような状況を作るためにですね、まず場所。場所についてもですね、便利に安心して暮らせるような場所を探していただいてですね、その中の支援できるような環境もあらかじめ作っておいてほしいと思います。

それからですね、町長にお伺いします。繰り返しますが、現在障害を持たれている方の親の高齢化が全国的に深刻な問題となっております。親と同居して在宅で生活されている障害を持たれた方の親が、親の介護が必要となり、支援が受けられなくなる環境が予想されます。その場合ですね、障害を持たれた方や親の不安に 대응するものの一つとしてグループホームがあると私は認識しております。グループホームは、単身で生活に不安がある障害を持たれた方が一定の支援を受けながら、地域の中で暮らせる住まいの場であり、この整備は急務であると考えているため、何度も質問させていただいております。

町長は、住み慣れた地域で暮らせる町づくり、土庄町の障害のある方もない方も安心して暮らせる町づくりと常に言われておりますが、町長の障害を持たれている方に対しての、土庄町はどのような支援を行っていくかお聞かせください。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

ソレイユの話も出ましたし、昨年、おとしですか、小豆島町にできました。その時にですね、岡理事長さんともお話し、土庄のほうでやろうよという話はしておりました。ところが、この話はひまわりさんの問題であって、ある程度できて、県とそれから国、町の補助金も使ってここでやりましょうという話は途中までいっておりましたが、ちょっと向こうのほうから少し待ってくださいということで頓挫、今しております。そんな中でひまわり福祉会の、前の老人ホームの跡、あそこの先ほど出ておりましたけど耐震化のこととか、雨漏りの話があってですね、そっちのほうをまず先にしようやという話であります。

公共施設をですね、利用してやりたいという、元々ありましたので、ソレイユさんも二面のたぶん保育園かな、幼稚園を改修したと思います。土庄も3つを1つになりますし、その公共施設もありますし、それ以外の小学校の跡地だとか、更地でもいいんですけども、その辺をもう一回精査しながらやっていきたいなという話をしております。そんな中でですね、理事長さんのほうからも、今後ですね、たぶん来年度以降に向けてソレイユに代わるような、土庄の中でですね、設置したいという旨があると思いますが、ただ100%県、国、町で全部出すわけでは無いので、ある程度多少ひまわりさんも負担するような話になっておりますから、そのあたりもあわせて、金銭面も含めてですね、一緒に考えていこうと思っておりますので、来年以降になりますので、一つよろしく願います。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1番（岡野能之君）

金銭面のこともあるでしょうけど、今一度ですね、国、県、それから町の補助等も見直していただいてですね、早急にですね、グループホームの設置に向けて町のほうで進めていただきたいと思います。それがやはり町長が言われる、先ほども言いましたが、住み慣れた地域で暮らせる町づくりにつながるんじゃないかなと思うので、ぜひともよろしく願います。以上です。

○議長（井上正清君）

3 番 濱野良一君。

○3 番（濱野良一君）

3 番濱野です。お昼前お腹が減ってイライラしないように質問させていただきたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

まず最初でございませけれども、総合防災についてでございませ。現在、土庄町としては土庄町水防計画、土庄町地域防災計画を立て、その計画を実現するよう努力していることは理解をしております。ただ現実的に災害が起こった時の具体的な行動指針が住民に行き渡っていないように私は考えております。

近年、南海トラフ巨大地震はいつ起こってもおかしくないと言われ、発生の確率は年々上がっております。また、過去の災害は参考にならないようなことも起こっており、いつどんな災害が来るのかを予想することは非常に困難であります。そのような状況の中、今年の豪雨時に、近くの避難所がどこなのか分からないという声を何人かお聞ききをいたしました。行政としては、細かく災害ごとに避難場所を設定し、行動指針も作成し、様々な方法で周知をしておるとは思いますが、その情報が届いていないというのが現実ではないでしょうか。

これが最良だという方法はないでありませうが、違う形で周知することにより、少しでも理解する住民が増えることが減災への一番の近道だと私は考えております。例えば自治会館のような普段から地域の人がよく出入りし、目にするような場所に、その近辺の避難場所を、災害ごとの避難場所を掲示するとか、今までと違った形でのアプローチが必要ではないかと考えておりますけれども、町の考え方をお聞かせください。

○議長（井上正清君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

近年、南海トラフ地震が懸念される中、今年は特に全国で度重なる台風や大雨による被害が発生いたしました。

7月5日から8日にかけては活発な梅雨前線の影響で大雨が続き、岡山、愛媛など近隣で起きた洪水や土砂災害が甚大なものとなりました。

本町では、幸い人的被害は発生しませんでしたが、民家の裏で土砂崩れが発生し、鹿島・大谷地区で18世帯47人に避難指示を発令いたしました。

町内には20か所の指定避難所、55か所の指定緊急避難場所がありませして、台風や大雨など気象警報発表時は地区公民館を中心に、また大規模災害時には体育館を開設するなど、災害の種類や規模に応じて適用をいたしております。

避難所を開設した際には、防災行政無線、かがわ防災 Web ポータル、携帯電話のメールなど複数の媒体を通して情報提供を行っております。

また、台風シーズン前には、町広報におきまして「防災特集」を掲載し、避難所一覧や災害への備えについて啓発・周知を行っております。

しかしながら、先ほど濱野議員ご指摘のありました、実際には住民には行き渡っていない。またその情報が届いていないということに対しましては真摯に受け止めたいと思います。来年度は、デジタル防災行政無線の整備が完了し、新しく戸別受信機を順次配布してまいります。地域の危険エリアや避難所が確認できますハザードマップ、こちらにつきましても現在のものが平成27年度に作成したものでありまして、その後土砂災害警戒区域等の追加がなされますので、それらも含めて更新を予定しております。完成後は、町内全世帯への配布、また自治会への配布・回覧を予定しております。各家庭や自治会館等に貼るなどしてご活用いただければと考えております。

今後は、町民の皆様にとりまして分かりやすい情報提供に努めることはもとより、町民の皆様が自助・共助の観点から防災・減災に関心を持っていただける機会として、総合防災訓練への参加の呼びかけ、防災講話への出席などを通じた啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

○議長（井上正清君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

ぜひ前向きで、そしてせつかくデジタル防災行政無線を更新するのでありますから、その時にもそういう周知をよろしくお願ひしたいなというふうに思います。防災施策というのは、お金もかかって期間もかかって非常に時間のかかるものだと思います。ただ、自助・共助と言われておりましたけれども、住民が自助をするということは、一つでも多くの有益な知識を持っていれば自分のことは自分で守れるという可能性もございます。いろんなことを通じて、いろんな場所を通じてそういうふうな周知をしていただけたらなというふうに思います。それに含めまして、以前にも質問させていただきましたけれども、関係各所例えばいろんな業界等々の防災協定を結んでみてはどうかというふうな質問をさせていただきました。その後、どうなっているのか。そういうことが防災協定を結べれば、そういう協定を結んだ相手先との連絡調整、また周知ができる。それを通じて関係各所に周知ができるというふうに私は考えております。その点もし何か進展がありましたらお教えいただければと思います。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

防災協定の状況について、ここでお答えいたします。地域防災計画におきましては、大きく3つの分野で協定を結んでおります。1つ目は、香川県8市9町

に互いに人材や物資を協定する総合応援協定。2つ目は、郡医師会、薬剤師会との医療救護活動、医薬品の供給に関する協定など。3つ目は、各種団体企業との物資の提供や輸送、避難所の提供に関する協定など、合わせまして29の防災協定を現在締結しております。その中で新しいものとしましては、本年8月に南海トラフ地震の発生に備え、国土交通省四国地方整備局と四国沖に設置されている波浪計。波ですね、波の計測、波浪計を通じて配信される津波情報を、これによりまして、避難情報提供をいち早く提供いただくということで協定いたしましたところがございます。南海トラフ地震発生時には、広域的な被害が想定されることから、今後も引き続きまして関係団体等と連携強化を図ってまいり次第でございますし、それに関する協定も考えていく次第でございます。

○議長（井上正清君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

ありがとうございます。ぜひいろんな形で周知していただければなというふうに思います。

それでは続きまして、新庁舎建設についてお伺いをいたします。先日、太子町の庁舎へ行政視察を行いました。非常にきれいで、洗練された庁舎でありましたが、それよりも建設に至るまでの様々な取り組みや工夫が、非常に参考になりました。

例えば、計画から建設に取り掛かるまで、8年をかけて十分な周知と相談をしており、また庁舎のコンセプトを「太子の環 人がつどう まちをめぐる 太子がつながる」とし、これを実現するためにどうするかということを確認にし、それをぶれることなく実施に至っておりました。そして完成した現在、当初のコンセプトである住民が集い、歩きながら憩いの場となることが現実となりました。庁舎を歩いてもらい、散歩コースになるように、あえて入り口を遠く設計したり、ストレスがかからないように少し陰になるような場所も作ったりしておりました。

視察した日は、平日にも関わらず、庁舎の各所に住民の方が訪れており、いろんな方法で時間を過ごしていました。そして、訪れた住民が快適に過ごせるよう、様々な工夫やルールもありました。ゴミ箱は置かない、持ってきたものは持って帰ってもらう。掲示物やパンフレットは、決められた場所にだけで他の場所には設置しない。大げさかもしれませんが、ホテルやデパートのような受付があり、案内がすぐに対応してくれる、また、訪れた住民は各課を回るのではなく、できるだけ職員が出向いて対応する等、参考になることは多々ありました。

ただ、要望や理想をどれもこれも実行に移すのではなく、本当に必要であれ

ば費用がかかったとしても取り入れ、そうでもないものについては、極力支出を抑えるというふうなコンセプトで完成させておりました。そこに妥協はなく、そして立てた目標を信じ、やり遂げるのだという確たる意思があったように思います。建築費も抑える工夫をしており、他の庁舎と比べても決して高いものではなく、むしろ安く仕上げていることを自信を持っておっしゃっておりました。それも全て根底にある基本的なコンセプトがしっかりあったものだというふうに私は感じました。

そこで、現在検討している新庁舎について、土庄町としての明確なコンセプトをお聞きかせください。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。土庄町庁舎建設事業につきましては、平成29年度6月、庁舎建設候補地について、土庄町長より土庄町庁舎建設検討審議会に諮問いたしまして、同年11月末に建設現場は旧土庄中央病院跡地が最適であるとの答申をいただきました。この間の当審議会、町内検討部会及び議会の庁舎問題調査特別委員会において検討、ご協議いただきました結果内容を基に、平成30年4月に「土庄町庁舎建設基本計画」を策定いたしました。その中で庁舎建設におけるコンセプトとして4つの基本方針を定めております。

第1に、住民サービスの向上であります。ワンストップサービスの言葉に集約されるように、行政サービスの円滑な連携を図るとともに、誰もが利用しやすい施設となるようバリアフリーなどユニバーサルデザイン化を進め、住民サービスと庁舎機能の充実を図ることです。

第2に、災害時の業務継続性です。今後発生が想定されている南海トラフ大地震の最大クラスの津波高は、土庄町では3mとされております。新庁舎建設においては、津波浸水対策の実効性が担保されるよう、想定される津波の高さを踏まえた敷地の嵩上げ等により、高台移転と同等の効果を見込み、また庁舎への進入経路を複数設けることにより、業務継続性の確保並びに迅速かつ確実な災害対応に努めることです。

第3に、建設事業費についてであります。土庄中央病院旧棟の解体及び新庁舎整備の建設事業費につきましては、財政措置が手厚い地方債であります緊急防災・減災事業債を活用し、事業費に対する歳出負担を平準化することで将来的な町財政の安定化を図ってまいります。

第4に、周辺整備計画についてでございます。現在計画中の土庄町のグランドデザインと並行して、庁舎周辺の町有地等の有効活用を図ってまいります。

以上、4つの基本方針を基にしまして職員はもとより、ワークショップやパブ

リックコメントを参考とさせていただき設計を鋭意進めております。今後は、庁舎問題調査特別委員会に順次ご報告させていただくとともにご審議を賜り、より良い庁舎を目指し、建設事業を進めていく所存であります。以上です。

○議長（井上正清君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

ただ今、ご報告がございました4つの基本コンセプトでございます。ただどれもこれもというわけにはいかないというふうに感じております。抑えるところは抑える。しかし、必要なところは必要であるというふうなところはしっかりと見定めていただきまして、しっかりと協議をしていただいて作ってよかったというふうに思われる庁舎にさせていただけたらなというふうに思います。

また、太子町で1つ参考になった件がございまして、昨日報道がありました障害者支援学校の設立が決まっております。太子町の中に障害者が運営しているカフェみたいなものがありました。先ほど岡野議員から言われておりましたグループホーム、その後障害者が自立して生活できるためには、やっぱり仕事が必要であるというふうなことを感じております。これは私の個人的見解になるかと思いますが、ぜひそういうようなことも、周辺整備でも構いませんし、庁舎の中にとということもあろうけれども、ぜひ考えていただいて、検討に入れていただけたらというふうに思います。

続きまして、グランドデザインについてお伺いをさせていただきます。

町長が、グランドデザインの構想を計画すると発表して以来かなり経過がしていますが、未だに案や構想が出てきておりません。

新庁舎の場所が具体的に変わった今、ここを核に計画を作ると言われていたが、現在の進捗状況はどうなっているのかお聞きをいたします。

また併せて、以前からの都市計画はずっと計画書に載っているだけで、具体的に話をしていないところもたくさん見受けられると思います。本当に現状に合っているのかを検証し、より具体的で現実性のあるものにし、グランドデザインとの整合性をとるとということも、この機会にするべきではないかなというふうに思います。個別の案件につきましては、後で通告したことでお願いしたいと思いますが、まずはグランドデザインの進捗状況と都市計画の在り方についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（井上正清君）

企画課長 椎木 孝君。

○企画課長（椎木 孝君）

濱野議員の3点目のご質問にお答えいたします。

グランドデザインの進捗としましては、本年度、土庄町グランドデザイン策

定業務委託によりまして、本町の施策・事業の洗い出しや関連計画の整理、本町を取り巻く社会環境や財政状況のほか、地域や年齢層など分野ごとの住民等の課題認識やニーズ調査・分析をするなど、基礎調査を行う予定でございます。

具体的には、先月、町内の18歳以上の方から無作為に1,000名を抽出したアンケート調査を実施しておりまして、現在その集計、分析を行っているところでございます。また、来月以降には、地区協議会、ジュニア協議会及び子育て層意見交換会等によるワークショップを開催予定としてまして、その基礎資料を基に平成31年度の土庄町ランドデザイン策定に向け、取り組みたいと考えておるところでございます。進捗状況につきましては以上です。

○議長（井上正清君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

都市計画の在り方につきまして説明させていただきます。都市計画道路は、都市の骨格を形成し、人、自転車、自動車などの円滑な交通を確保するとともに、上下水道、電気、電話などの公共施設を収容し、また震災、火災時等の消防活動の場、避難路などの多様な活用を發揮する基盤施設であります。本町の土庄都市計画道路は、昭和39年に決定され、すでに54年が経過しており、「香川県都市計画道路見直しガイドライン」には、都市計画決定から30年以上事業未着手の街路は、廃止・変更の見直しを検討すべきであるとされていること、また平成26年6月に県道本町小瀬土庄港線の西本町から土庄東港間の本町バイパス道路が開通し、交通体系の変化が生じたことによりまして、平成27年3月に見直しを行いました。将来の都市機能のあるべき姿を見据え、計画の必要性、事業の実現性及び課題等を総合的に評価したところでございます。

○議長（井上正清君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

ランドデザインにつきましては、これから進めていくということでございますけれども、コンサルに丸投げするのではなく、一応アンケート、また地区で意見を聞くという話がありましたけれども、私は地域の意見というのが一番大切ではないかなというふうに思います。確かにコンサルに投げますと非常に素晴らしい計画は出てきますけれども、現実性があるかどうかは、また別物ではないかなというふうに考えておりますので、ぜひ地域の人の声に耳を傾けて作っていただけたらなというふうに思います。

都市計画との関係で、以前道路計画でありますけれども、岡会計から土庄八幡線の新道路建設についてのお伺いをいたしました。以前の回答ではなかなか難しいということでございましたが、実際に動いてみて、結果だめであったの

か、可能性があるのか。これからも考えていくのかということをお聞かせいただけただけならというふうに思います。というのも、新こども園が間もなく完成をいたします。子どもたちが通園するようになると、必ず大きな交通事情の変化があると思われれます。その対策としても、この道路は必要であると同時に、消防署が元の位置に新築され、はしご車も新しくなりましたが、周辺の道路は以前のままであり、緊急時の大型車の出動の際にも、その道路が非常に有効になるのではないかなと私は考えております。何かお答えできるところがありましたらお答えをいただけたらなと思います。

○議長（井上正清君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

岡会計事務所からの土庄八幡線、新道路計画につきまして、平成27年3月の土庄都市計画道路の見直しでは、本路線は、土庄町の中心部の外郭を構成する幹線道路であることや土庄町赤穂屋交差点から終点までの区間約1,200mは「土庄都市計画区域マスタープラン」において、地域連携軸に位置づけされていることなどから、今後も整備が必要とされております。しかし、岡会計事務所から小豆西消防署までの既存道路のない未着手区間約460mには、関係地権者の方が約15名の方がいらっしゃいますので、その方々の協力を得ることが必要であり、多くの時間を要すると思われれます。

来年度、平成31年度策定予定のグランドデザインに関連づけられれば事業化に向けた必要性が高まるというふうに考えております。

○議長（井上正清君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

できるかどうかはまた別問題ではあろうと私も思っております。ただ、考えていく必要がある、必要ではないかという判断はどこかの場面では出さなければいけないと考えておりますので、ぜひそういうことも考えながら計画をしていただけたらなというふうに思います。

また、グランドデザインに関しまして、各地区におけるゾーン化ということでお聞きをさせていただけたらなと思います。町長の発言の中にも教育ゾーンや行政ゾーン等々、その場所に合った施設を集約できればというふうな発言もありました。併せて以前の一般質問でグランドデザインというのは、豊島から灘山地区まで土庄町全てを含めたグランドデザインであるべきだということも質問させていただいて、そういうふうなことで計画していくというふうなお話であったというふうに思っております。そういうふうな特色を持った地域づくりを考えたゾーン化というのも含めて、新しいグランドデザインは作っ

ていくのかどうかということをお聞かせいただけたらなというふうに思います。

○議長（井上正清君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

濱野議員の再質問にお答えします。

各地区におけるゾーン化につきましては、平成31年度策定予定のグランドデザインの策定業務の基本方針及び戦略の整理におきまして、地区別方針を記載する計画としております。今年度、ワークショップ等での意見を踏まえまして、地区別の将来像をお示しできればと考えております。

○議長（井上正清君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

関連して、通告はしておりませんでしたけれども、沖之島の架橋について答えられる範囲で構いませんので、現在の進捗状況をお聞かせ願えたらなというふうに思います。というのも、この事業は四海地区にとっては、大きなきっかけになるように思います。グランドデザインを描くとき、島鱧や架橋を関連づけることにより、相乗効果のある大きなビジョンが作れるというふうに考えますけれども、この点についてもお聞かせ願えたらなと思います。

○議長（井上正清君）

濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

濱野議員の再質問にお答えいたします。

沖之島架橋の進捗につきましては、今年度は、地形測量、深淺測量及び地質調査を実施しております。平成31年度以降で、基本計画、埋立の申請、道路設計、地質調査、橋梁設計及び潜水探査等を2年間で行う予定としております。設計業務及び法令手続き等が整えば、工事着手というふうになる予定としております。

○議長（井上正清君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

ありがとうございます。続きまして、小豆島町の連携について、グランドデザインについて、私の考えでありますけれども、グランドデザインを考える中で土庄町だけで完結するのもあれば、小豆島として取り上げ、小豆島町との連携が不可欠なものもあるのではないかと考えております。インフラ整備において、道路の整備は両町で取り組み、バランス良く行っていくべきだと思いますし、観光や地場産業の振興と活性化を両町で行うほうが効率的で、より効果が

あると考えます。さらに、既に広域行政として行っている事業においても両町が信頼と尊重し、総合的に判断をして島民にベストな施策を行うべきであると考えますし、町長のこれまでの発言にも、両町が手を取り合っていくという言葉をよくお聞きいたします。これからもこの方針でグランドデザインを考えていくのかということをお聞かせいただけたらなと思います。

○議長（井上正清君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

濱野議員の再質問にお答えいたします。小豆島町との連携についてということでございますけれども、グランドデザイン及び都市計画道路等での関連は、小豆島の骨格を形成する国道 436 号線に関する連携を行っております。平成 25 年度に設立されました国道 436 号整備促進期成同盟会は、小豆島町・土庄町が事務局を務め、総会において事業計画及び運動の方針を決定するとともに、国道 436 号線内の土庄町域では、小豆島町安田から土庄町湊崎までの自転車歩行者道等の交通安全施設の整備充実を図ること、湊崎・西本町の各交差点改良の促進を図ること等を決議いたしまして、国・県・その他関係機関に対し要望活動等を行っているところでございます。

○議長（井上正清君）

濱野良一君。

○3 番（濱野良一君）

当然、インフラ整備におきましては、そういうふうな連携をされているということでございます。ただ教育行政であるとか、医療行政また消防行政につきましては、当然両町で行っているものではありませんけれども、それも踏まえたグランドデザインでなければならぬのではないかなと私は考えております。

小豆島町に住んでいるから、土庄町に住んでいるから行政サービスが違うというのではいけないというふうに考えております。ぜひ、大局的な姿勢を持ってグランドデザインを考えていただき、その中で土庄町に本当に素晴らしいものであるというものを、来年度以降作り上げていただくことを心よりお願いをいたしまして質問とさせていただきます。ありがとうございました。

## 休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。再開は 13 時 00 分からということでお願いします。

休 憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（井上正清君）

再開いたします。

○議長（井上正清君）

4 番 高橋正博君。

○4 番（高橋正博君）

4 番、高橋正博でございます。一般質問の機会を得ましたので、ただ今から 2 点について一般質問を行いたいと思います。

まず 1 点目は、子どもの遊園地の整備についてであります。平成 27 年、私が町議会議員に当選して 12 月の町議会定例会で一度質問した内容であります。その当時、子どもの遊び場が少ないということで提案をいたしましてオリーブタウンにあるイベント広場、公園として整備をしていただきたいという質問をさせていただきました。その後イベント広場として、芝生が現在は植えられておりました、オリーブタウンでフレトピアフェアという商業祭的なものを年 4 回、渕崎商工会支部が主体となって開催されております。その後、私としては、芝生を植えたところに 0 歳から 5 歳児が遊べる遊具を整備してほしいということも言っておりましたが、まだ遊具は設置されておられません。

土庄町のそういう小さな子どもさんを持っておられるお母さん方は、そういう遊び場が、土庄町には無いというのを切に訴えられております。今人気があるのは、池田港にある近くの遊園地、またオリーブ公園、こないだ聞いたんですが、草壁の、安田の馬場のところにも遊園地が整備されておりました、最近はそのも人気の的になっておるようであります。

唯一土庄町で言えば、鹿島の明神さんの近くで遊園地が、子どもの遊べるような滑り台とかブランコがある遊園地があるようなんですが、そこが今は人気

のようであります。

かつて私も、その当時整備されておった滝宮の野外センター、また高見山のドラゴンロード、そういうのが整備されていましたが、もう数十年、30年近く、20年近く経過されて、その後維持管理がなかなか難しいようで、もう草ボウボウになっているというのも質問しました。

今年度の予算で、滝宮は一応キャンプ場としては使えるように伐採をし、整備を、予算がつきました。ドラゴンロードのほうにつきましては、まだ整備がなされておらない。子どもたちが遊びづらいような状況にあると思います。ドラゴンロードも大きな子どもしか、滑り台が急であるというか、長い距離なので、小さい子どもが遊ぶには不適格かなというふうに思います。そんな中で、いち早くそういう小さな子どもたちが遊べる、近くで、町中で、皆が見ておれる安全な場所で整備ができればというふうに思っておりますが、町長のお考えは、今後どういうお考えでしょうか。お尋ねします。以上です。

○議長（井上正清君）

企画課長 椎木 孝君。

○企画課長（椎木 孝君）

高橋議員のご質問にお答えをいたします。

平成27年12月議会で高橋議員からのご質問のありました「イベント広場と町民憩いの場の整備」について、現在東洋紡跡地に、先ほど高橋議員も言われたように、芝生広場とアートベンチを整備し、小豆島まつりや地域の商業イベントの会場など、多目的な利用促進を図っております。また、芝生広場周辺には地域の方が自主的に桜の維持管理や草抜きなどを行っていただき、皆さまのご協力のもと、この場所が町民の憩いの場の一つとなるよう環境整備に努めております。ただ、一部の利用者で芝生広場に車の乗り入れやペットの排泄物の不始末などが見られ、注意喚起の看板を設置しておりますが、最低限のマナーを守っていただくことで多くの方に気持ち良くご利用いただきたいと考えておるところでございます。

さて、ご質問のありました幼児向けの公園整備につきまして、小さな子どもを持つ保護者が安心して遊べる環境整備は、町の子育て支援において大変重要であると考えております。

これまで、香川県の基金事業などを活用し、廃校となったグラウンドや野外活動センターの遊具の点検・修理など、既存施設の有効活用を図ってまいりました。

今年度は、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズを把握するためのアンケート調査を行い、子どもや子育て支援に関わる施策を推進する「第二期子ども・子育て支援計画」の策定における基礎調査を実施いたします。

高橋議員からのご質問をはじめ、子育て世代の方のご意見を参考に、次代を担う子どもたちが幸せに生まれ育つまちづくりを目指してまいりますので、引き続き子育て支援に関する取り組みについてご理解とご協力をお願いいたします。以上でございます。

○議長（井上正清君）

高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

子育て支援アンケートとか、そういう要望は分かりました。でも、これは急ぐ問題だろうと思う。子どもは、日々成長しておりますので、今の子どもは、4、5年後にはもう5歳児、6歳児、小学校に上がるような年齢になりますので、早くそういう整備をしていただきたい。

また、私の提案なんですけど、今こども園が整備されておまして、来年度からは幼稚園の園舎とか保育園の園舎が空いてきます。この施設をどうするのか。1園でもそういう遊技場に開放していただきたい。そういうことであります。湊崎幼稚園につきましては、放課後教室に利用するというのを聞いております。土庄幼稚園は、地面が農協の、他人のものでありまして、町有地ではありませんので、おそらく地代がかかってくるので、返還されるんじゃないかなというふうに思います。残るのは愛の園であります。庁舎が中央病院跡地に建つ。その横で愛の園が残っておりますので、ここをしばらくの間、暫定的にでも良いですから、遊具を整備して公園化できないかどうかお尋ねいたします。

○議長（井上正清君）

教育長。下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

ご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり愛の園が一番、今後の予定としては空く予定にはなっております。ただ先ほどから出ておりますように、アンケートの調査であったりとか、町全体のランドデザイン、庁舎を拠点にした状態でのランドデザインを含めて検討していかなくてはならないというようなことを考えておりますので、今ここで、そこがこういうふうに使えますというようなことは答えられませんけれども、ランドデザインを検討する中で、今の暫定的なものの遊園地とかいうものを含めてですね、検討していくようなことになるというふうに考えておりますのでご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（井上正清君）

高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

ぜひ、ランドデザインの中に、そういう庁舎を核とした周辺整備の中に、

ぜひ公園化も入れていただくようお願いして 1 つ目の質問を終わりたいと思います。

次に 2 つ目であります。先ほど来より観光につきまして、いろいろご質問があったかのように思います。私も今後の土庄町における観光振興についてお尋ねいたしたいと思います。

日本経済は、かつて戦後崩れた中で、1964 年に東京オリンピックが開かれ、その 6 年後 1970 年に、大阪万博が開催されました。これを契機に日本経済は高度成長化へということで、どんどん成長してまいりました。世界に類を見ない経済成長であったかのように思います。この再来が、やがて来ようとしております。と言いますのが、2020 年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。もう 2 年後であります。その後 2025 年に、大阪夢洲万博が 11 月 24 日未明に決定いたしました。東京オリンピック・パラリンピックから 5 年後であります。日本人は、かつて勤労・勤勉でそういう人類でありますので、この契機をまた、世界に日本の力を知らしめる時期でないかなというふうに思います。そして、またこの 2025 年の夢洲万博が開催されるにあたって、2024 年、日本で最初の統合型リゾート施設 IR、日本で 3 か所の候補地があるようですが、大阪夢洲が決定的になったんじゃないかなというふうに私個人的には思っております。

橋下元知事や現在の松井知事、また吉村市長の大阪維新革命、元気運動がとうとう夢を結ぼうとしているんじゃないかというふうに思います。来年には大阪都構想に向けて、住民投票が再度計画されております。万博を大阪都として行うということで、発表するのではないかというふうにも思われております。俄然、大阪が元気になるんじゃないかと。大阪は、長らく経済的にも低迷しておりましたが、政治と行政主導でここまでがんばれるという勉強を我々はしたんじゃないかなというふうにも思います。

IR は、年間来場者数 2200 万人、うち日本人は 1500 万人、外国人が 700 万人と想定されております。また、万博につきましては、来場者数 2,800 万人、1 日最大予想 28 万 5 千人、前回の 1970 年は入場者数 6400 万人、万博は一過性のイベントですが、吉村市長は、その後もエンターテイメント施設に切り替え、日本のモナコを目指すというふうにも言われております。国際観光都市大阪というふうに宣言されております。名古屋から大阪までリニア新幹線も計画段階が早まり、関西空港、神戸空港との連携も当然ながら視野に入れ、瀬戸内海ベイエリア活用案が、今後活性化するんじゃないかということが明らかになるうとしております。

年間 3000 万人の経済波及効果は計り知れません。関西圏、今後 10 年間、10 年間以上の活況が間違いないところであります。

そこで、担当観光課長に町長共々お尋ねいたします。わが観光立町、土庄町としても、瀬戸大橋以来の久方ぶりの経済、観光にとって、千載一遇の好機と私は捉えております。お二人に今後土庄町の観光振興につきまして、どのようなお考えかお尋ねいたします。

○議長（井上正清君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

高橋議員の2点目のご質問にお答えいたします。

2025年国際博覧会(万博)の開催地が大阪に決定し、2020年の東京五輪・パラリンピックに続く国際的な大規模イベント誘致に成功したと言えます。1960年代から1970年代の高度経済成長期に開催された東京五輪、大阪万博の再来とも言え、全国への経済波及効果は約2兆円にも上るとみられ、イベント開催後の景気浮揚策として期待が高まっています。

そこで、小豆島におきましてもこれを絶好の機会ととらえ、さらなる観光振興に取り組む必要があると考えています。

現在、本町におきましては、既存の観光資源を活かしながら「瀬戸内海タートルフルマラソン全国大会」などの全国レベルのスポーツイベントや江戸時代から綿々と続く「肥土山農村歌舞伎」、現代アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」など特色あるイベントの継続的な開催や地域での展開に努め、観光誘致・情報発信に取り組んでいます。

今後は関西圏を一つのターゲットとした観光ルートの設定、海上ルートの充実、更なる観光資源の掘り起こしや新たな集客イベント開催を通して、おもてなし・お接待の心を前面に出した滞在型観光を進める必要があり、決して観光の通過点にしてはならないと考えております。

いわゆる瀬戸内ベイエリア等の情報収集を進め、香川県の枠組みを越えた中四国や大阪万博を控える関西圏を中心とする各府県との広域的な連携によって観光誘致、賑わいづくりに取り組んでいきたいと考えています。

また、昨年から笠岡市等と進めている2市2町による「石の文化」の日本遺産への登録申請も観光振興の一助になると考えており、各市町との連携を深めているところです。近年増加傾向にある外国人観光客の受入態勢を整備するため、外国語表記のパンフレットや案内表示等を充実させることも必要です。

来年4月には、4回目となります瀬戸内国際芸術祭2019が開催されます。観光立町として、より積極的な観光振興施策を検討し、実施してまいりたいと考えています。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

補足的な説明になるかも分かりませんが、先ほど宮原課長が言ったとおりです。それとですね、瀬戸大橋の時は30年前です。世相も変わって、だいぶ流れも変わりましたし、瀬戸内国際芸術祭は、当時はありませんでした。いろんな事業は当然継続しながらですね、定住人口、移住人口両方とも大事です。特に流動人口も大事で、鋭意進めているところではございますけれども、すぐ目の前ですから、昔は加藤汽船、関西汽船っていう船会社があったときを知っていると思います。あの時は、結構関西からも相当来ておりました。観楓船とかいう船も聞いたことがあります。寒霞溪を中心にですね、お客さんも来られたと。ただ今回はですね、インバウンドの方、30年前ここまでインバウンドって話が出ていたかな。たぶん出ていなかったと思います。当然今からですね、先ほど課長言われたように多言語、それから英語の表記であったりとかですね、当然整備しながらですね、以前の万博、今度はどういう万博になるのか僕も分かりませんが、ましてやIRというのはずっと、一過性じゃありませんから、ずっと続く施設でございます。もうすぐ、ここから船ですと3時間とか、高速艇で夢洲まで何分かかかるか分かりませんが、非常にアクセスの整備はしないと非常に厳しいと、夢洲からダイレクトに入っただけのような航路が良いのか。それとも今のあるジャンボフェリーさん、あそこも何か2、3年以内には新造船を造るとか言っておりましたから、ジャンボフェリーさんとも協力しながらですね、神戸からダイレクトで入っただけ、その分も便数もどうなるか分かりません。まず1つは交通整備だと思っております。その後中身の、小豆島の中の観光ですけども、土庄だけでは非常に厳しいですから、小豆島町と連携しながら、IRの開業、それから万博の開設に向けてですね、3、4年、すぐ来ると思いますので、そのあたり含めて今後協議しながら、できるだけ1人でも多くの方に来ていただけるような、そういう町づくり、島づくりをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（井上正清君）

高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

日本の観光地で、いろいろ潤っているところは、私は遺産とか歴史・文化、食、この3つぐらいが多いんじゃないかなと。例えば、京都が今賑わいを、この間私も京都に旅行に行ったんですが、昔の大師市くらい、肩がすり合うくらい人が溢れております。宿泊施設も足らないような状況で、だから小豆島も、そういう体験型、また歴史的な文化、石の日本遺産登録もぜひ力を入れてやっていただきたいし、88か所、お遍路参りも、これ何か1つ、外国人にも受けるようなアイデアがないかなと、今後考えていきたいと思っております。

ここ後 5 年が一番勝負、2025 年に向けて早く何か施策をやっていただければというふうに、私共々考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（井上正清君）

7 番 福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

7 番、日本共産党の福本耕太です。

高すぎる国保税を引き下げて、住民の暮らしと医療保険制度を守る体制の構築が急務であります。

日本共産党は、2018 年 11 月 1 日に国保政策「高すぎる国保税を引き下げ、住民と医療保険制度を守ります」を発表いたしました。これに基づいて、町長の認識を問うとともに、町として国に求めるべき内容及び町独自で実施すべきと考える施策を示して、個別に求めたいと思っております。

まず質問に入る前に、国保制度の現状、情勢についてお話したいと思っております。国民健康保険制度は、国民の 4 人に 1 人が加入し、国民皆保険、医療制度の重要な柱を担っています。しかし現在のこの制度は、高すぎる国保税が住民の暮らしを苦しめ、一方で構造的な危機により国民皆保険制度の根幹を揺るがす事態となっております。この危機を打開し、公的医療保険としての国保制度をどのように立て直すのか、それが大きな課題です。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が、他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとして国保を維持可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。さらに、日本医師会などの医療関係者も国民皆保険制度を守るためには、低所得者の保険料を引き下げ、保険証の取り上げを止めるよう求めています。国保税が協会けんぽなど被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因は、国保にしかない均等割、平等割（世帯割）という保険料算定があるからです。均等割は、世帯の人数が多いほど国保税が引き上がる、まるで人頭税のような仕組みになっています。低所得者に一定の減額措置はあるものの、子どもの多い世帯ほど税負担が多くなる仕組みです。人間の頭数に応じて課税する人頭税は、古代に作られた税制で、人類史上で最も原始的で過酷な税とされております。それが 21 世紀の公的医療制度に残っているのです。この時代錯誤の仕組みこそ、国保税が低所得者や家族の多い世帯に重い負担を強いている最大の要因です。

そしてこの均等割、平等割で徴収されている保険料額が全国でおよそ 1 兆円になります。つまり国費を 1 兆円国保に投入すれば、均等割、平等割を廃止で

きて、住民の国保税自己負担額は協会けんぽ並みになるということです。具体的には現在の約半額に下がると試算されています。

そこで全国知事会、市長会、市町村会、町村会、医師会は、国保税を協会けんぽ並み保険に引き下げるため「1兆円公費負担増」の提案をしています。1兆円の国費を国保に投入し、低所得者の負担を軽減するとともに、同時に国保会計を支えることで、国民皆保険制度を守ろうということです。日本共産党はこの提案に賛成しています。

そこで町長にお尋ねしたいと思います。町長は、この1兆円国費負担増の提案に賛成でしょうか。それとも反対でしょうか。答弁を求めます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、福本議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の「1兆円の公費」につきましては、自民党の社会保障制度に関する特命委員会が実施をいたしました地方関係団体ヒアリングの中での福田栃木県知事の医療保険制度の一本化を念頭に置いたご発言だと認識をいたしております。

国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、また国民健康保険の安定運営の確保のためにも、公費の投入による国保基盤の強化は重要との立場から、これまでも全国町村会を通じて国に対しまして要望をしてきているところであり、今後も医療保険制度の一本化の実現、並びに国保基盤の強化と負担の公平を求めていくという点においては、賛同できるものと考えております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

賛同できるものと考えておりますという答弁がありました。そこに依拠して、次の質問に行きたいと思います。

日本共産党は、この1兆円の財源案を次のように提案をいたしております。巨大企業に対する減税を止めることが一つ、そしてもう一つは、ソフトバンクの孫氏やカルロス・ゴーン氏、ユニクロの柳井会長など巨額の富を持つ富裕層への優遇税制の制度を止めて、その力に応じた応分の負担を求めることです。日本は、先ほど述べた3人のように個人資産で1兆円近い財産を有し、株で大儲けを上げている富裕層への税率が、先進国の中でも突出して低くなっています。ヨーロッパ、アメリカでは、株の利益に対する税率は30%から40%。それでも低すぎるという声が大きく挙がっており、今引き上げが検討されていますが、日本ではわずか10%です。にもかかわらず財界は、こうした富裕層への株

式優遇税制をさらに進めようとしています。

こうした大金持ちや巨大企業への優遇を止めれば、1兆円の財源は出てきます。消費税増税などのように低所得者、中間層への負担は無いため、極めて合理的な税金の集め方だと考えますが、いかがでしょうか。日本共産党の財源提案について町長の考えをお尋ねいたします。また、違うお考えをお持ちであるならば、1兆円公費負担に対する町長のお考え、財源のお考えをお示しいただきたいと思えます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

財源につきましては、国のほうにおいてですね、国民健康保険制度、また子育て支援、介護支援施策等を含めてですね、今後、社会保障制度のあり方を十分ご議論をお願いしたいと考えておりまして、その中で国全体が納得できるものとしていただきたいなという考えを持っておりますので、国のほうでですね、お願いしたいなと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

先ほど述べた日本共産党の提案について、町長のお考え、どういうふうに思われたかも併せて答えていただきたいと思えます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

個人名がいろいろ出ましたけれども、プラス株の保有と、その点については、個人的というか、町として言える立場ではありませんし、国のほうでですね、そういった株の保有税、それから所得、当然累進課税ですからそれ以上にもっといただけるんであったら国のほうでもっともっと議論が必要かなと思えますので、そのあたりは国のほうで判断するべきものと考えております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

町村会で賛同しており、個人的にも賛同していると、町長としても賛同しているとおっしゃられましたけども、やはり国に対して1兆円の投入を求めるのであればですね、一定の財源論をきちんと示す必要があると思えます。その上で、私は日本共産党の提案をさせていただきました。これも考慮して、今後考えていただきたいというふうに思えます。

非常に政治的な質問ですので、今後どういうふうにか考えるかといったことについては、また改めて質問もしたいと思ひますし、どのように考えが進んだかということもお聞きしたいと思ひますので、ぜひ考えていただけたらというふうにか思ひます。

次の質問に入ります。1兆円公費負担の提案が実現するまで、現在の時点でもできることがいくつかあります。高すぎる国保税の自主的な引き下げにつながる減免制度を作ることです。

日本共産党は、すぐにできる対策として2つのことを町長に提案をいたします。一つは国による保険税の減免制度を作ることを求めることです。現在ある法定減免をさらに手厚く強化する。そのことを町として国に対して求めていただきたいと思ひます。もう一つは、町独自の国保減免制度を作ることです。全国の自治体の中には、もうすでにこれをやっているところ、国保税の引き下げをやっているところがあります。土庄町としてその研究も進めていただきたいと思ひますし、新聞赤旗で報道も行っております。土庄町として国保の基金、また一般会計の基金など使った引き下げをやるよう提案をしたいと思ひますが、町長の答弁を求めます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

まず、現行の減免制度というところもございしますので、担当課のほうからまず説明をさせていただきたいと思ひます。

○議長（井上正清君）

税務課長 笹山恵子君。

○税務課長（笹山恵子君）

福本議員の減免制度についての質問に対して説明させていただきます。

土庄町におけます国民健康保険の減免制度といたしましては、現行の土庄町国民健康保険税条例の規定に基づきまして、生活保護を受給している方、所得が著しく減少した方、災害被害を受けた方など、町長が減免の必要があると認める者に対し、適用しております。

そのうち、低所得を理由とした減免につきましては、恒常的な生活困窮者に対しても、世帯における収入状況、生活状況等を勘案した上で、生活保護の基準を下回る場合にあつては、柔軟な対応を行うように努めております。

担当課におきましては、住民の方に安心して医療サービスを受けていただくためにも、個々の被保険者の方の状況を考慮しながら、今後も適正に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

国の法定減免に準じた条例ですね。の話ですね。今のは。

○議長（井上正清君）

笹山恵子君。

○税務課長（笹山恵子君）

国の法定減免に準じた減免ではございますが、その中で町長が特に必要と認めたものという中で、できるだけ柔軟な対応をするような形で運用させていただいております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

確かに、そういう仕組みを作っていただいているというのは一部分見えております。非常に厳しいという、国保税高くて大変だということところは、先ほど述べた全国知事会なども認めるところでありますので、ぜひ国保の基金、一般会計などを使ったですね、今、中間層の国保税負担が大きくならないような仕組みですね、そういうのもされているのも存じておりますけれども、そういう努力を引き続きしてほしいと、その中の一つとして、具体的な一つの例として、今はまだ実現していないですけど、国保の基金とか一般会計の繰り入れとかということも検討していただきたいという提案でございます。

それともう一つは、町長に質問した部分です。国ですね、減免制度の強化を町として求めてしてほしいということです。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

8市9町ありまして9町ありますから、町村会という会がありまして、当然1町だけでというか、当然町村会でまとめてそういったものは、全部上へ上げておりますので、9名の町長が一緒になって検討しながら国のほうに上げていったらと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

ぜひ上げていただきたいと思えます。国保の次の質問に入ります。

国は県を通じて、国保税の滞納者に対して保険証の取り上げ、強権的な財産の差し押さえを各自治体に行うよう指導を出しています。土庄町も債権管理室を中心に厳しい取り立てを行っていると思えます。収納率を上げる努力が悪い

というわけではありませんが、国が各自治体に対してペナルティや報酬を与えて徴収強化を行うことは、本来、住民の健康と生命を守るための国民皆保険制度を、重税で住民を苦しめる制度に変えてしまうこととなります。当然同じ土庄町民同士で、町職員と納税者という関係において対立させられ、両者に軋轢も生まれます。そこで次の3点を町長に提案し、議論したいと思います。

第1は、国民健康保険法第9条を改正し、国に対し自治体への保険証の取り上げの強制を行わないよう国に求めていただきたいと思います。まず1点、これについてどうでしょうか。

○議長（井上正清君）

福祉課長 奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

制度の点につきまして、担当の方からご説明させていただきます。

国民健康保険制度につきましては、加入者の方に公平に保険料を負担していただくことが、制度を維持する上で重要でありますことから、特別な事情がなく保険料を滞納されている方につきましては、納付相談の機会確保という観点から、短期証又は資格者証の交付には一定の効果があるものと認識をいたしております。なお、本日現在におきまして、土庄町におきましては資格者証を発行している世帯は無いということも併せて申し添えます。以上です。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

国民健康保険法第9条の改正について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

第9条でございますけれども、保険料を滞納している世帯主が、当該保険料の納期限からということでございます。読んだほうが良いですか。

9条をですね、当該世帯に対して被保険者証の返還を求めるものとするということでございますが、先ほど言いましたように特別な事情がない限りですね、できるだけ緩やかな政策をとっておるつもりでございますので、返還を求めるものとするということでございますが、町としてはそういう対応をとっております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

次の質問は関連してはいますが、次の質問に入りたいと思います。

第2はですね、子どもの学資保険まで差し押さえの対象にするようなですね、強権的な取り立てを推奨する国の行政指導をやめるよう町長として国に求めるよう提案をいたします。

過去に、土庄でもこういう事例がありました。子どもの学資保険を解約しなければならない。差し押さえしなければならない状況がありました。その時に非常に、全国的にも学資保険、子どものね学資保険の差し押さえが問題になって、そもそもこれは子どもの成長のための、子どもの未来のためのお金じゃないかということで、いろんな戦いが起こっております。こういうことをですね、こういうものを差し押さえするようなものというのは非常に強権的な対応だと思いますし、土庄町の税務課はしたいとは思ってないと思います。僕は。これはね、国の行政指導がこういうことをやらせてると思いますし、国の行政指導としてこういうことをやらせないように、町長に国に対して進言していただきたいと思っておりますけれどもどうでしょうか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど言いましたように、町村会のほうでですね、お話をして前向きに検討はしていけるものと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

はい、前向きな検討をお願いしていただきたいと思っております。

第3はですね、滞納者の生活実態に親身になって対応できる相談・収納活動へと行政のあり方を転換すること、町の体制ですね、の転換を求めるものであります。具体的に例を挙げて質問を行います。

仕事が激減し、これまできちんと納めていた住民が滞納になった場合など、本人の努力ではどうにもならないケースにおいてちゃんと話ができる住民に対しては、国民皆保険制度を実現するための、保険制度であるということを正当な理由として住民の生活をさらに苦しめるような延滞金を免除するような制度や体制を作るべきだと私は思います。延滞金は、すぐに納められる住民には少額ですみますが、分割納税しなければならない、本当に困窮した住民ほど延滞金が膨らみ増え続ける、そして多額な金額を納めなければならなくなる矛盾がございます。このような延滞金のあり方は、私は間違っていると思っておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。町長の答弁を求めます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

現状のですね、滞納者への対応ということ、観点がございますので担当課のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○議長（井上正清君）

税務課長 笹山恵子君。

○税務課長（笹山恵子君）

現状の滞納者への対応につきまして、担当課のほうからご説明申し上げます。

福本議員のおっしゃるとおり、不幸にも事業不振や失業、病気などで、滞納となってしまわれる方がございます。税の徴収につきましては、税負担の公平性の確保の観点から、厳正な滞納処分を実施すべきであるとは考えておりますが、滞納処分にあたりましては、先ほどもありましたように強権的な差し押さえ等ではなく、まずは滞納に至った理由や生活実態をお伺いし、納税相談を実施した上で、納税者自身に自主的に納付していただくよう、取り組んでおります。また、滞納処分を実施することにより、滞納者の方の生活を著しく窮迫する場合などには、滞納処分の停止、または、滞納者の生活再建も視野に入れるとともに、生活実態によりましては、税務課と福祉課が連携し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の周知を行い、相談窓口へつなぐなどの、職員が高い意識をもってきめ細かい対応を実施するよう努めております。

今、ご意見にございました延滞金についてでございますが、現時点では延滞金の減免というのは土庄町では実施することはできません。しかしながら、先般の税制改正におきまして、滞納者の方が自主的に担保を入れていただいた場合、延滞金を一部減免するような制度がございます。また、生活困窮世帯の方で、どうしても現時点でお支払いができない場合とかは、滞納処分の停止という形で延滞金を加算せずに、滞納処分を実施しなくて、しないというような制度もございますので、滞納者の方と綿密にお話をさせていただいて、今後滞納者に寄り添った滞納処分を実施してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

この後ちょっと質問しようと思っていたことまで答えていただいたんですけど、町の裁量で延滞金などの追徴を免除するということができるということなんですかね。できないということなんですかね。

○議長（井上正清君）

笹山恵子君。

○税務課長（笹山恵子君）

裁量でというのではなく、地方税法上です、延滞金に関しての減免と  
いいますか、減額の規定というのが 2 年ほど前に税制改正で設けられました。  
その制度を利用させていただいて、できる限りやさしい対応に努めてまいりた  
いと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

基本的な認識は、一致していると思います。苦しい人ほど延滞金が増えてい  
く。そこは日頃からお話もさせていただいております、極力そういうふうにな  
らないようお願いしたいと思います。

すいません、議長。時間、私何分から始めましたでしょうか。あと何分あり  
ますでしょうか。

○議長（井上正清君）

17 分。

○7 番（福本耕太君）

あと 17 分。分かりました。

そしたら町長に国保の件で最後にお伺いしたいと思います。

安倍政権による「国保の広域化」を利用したさらなる保険料値上げに対し町  
長として明確に反対の意思を示し、住民の命と暮らしを守る防波堤となるべき  
だと考えますが、町長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

国保の広域化ですね、福本議員。まずはですね、今、香川県がやっております  
ので、国保の広域化。都道府県が今現在、財政運営の責任主体となって国保  
運営の中心的な役割を担ってですね、制度の安定化を図ろうとしているもので  
ありまして、広域化がですね、直ちに保険料が上がるというものではないと今  
現在は考えております。今後、医療費とか保険料等の動向を踏まえて、各自治  
体の実情に応じた財政支援施策を講じていただきたいということを国のほうに  
も、今後ですね、土庄町のほうから、たぶん町村会からになると思いますが要  
望してまいりたいと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

一つはですね、町村会のほうから上げてる 1 兆円の公費負担増っていうこと

については、前提として保険料の値上げをしないために提案していると思うんです。だからこれは、言うなれば国保税の値上げに反対する意味を持っていると思うんですけれども、こういうことをやってるということは、値上げには反対だという意味を示すことになると思うんです。なので町長として反対の意思をしっかりと示していただきたいと思うんですけれどもどうでしょうか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

しっかりですね、値上げが無いような、そういう政策はとるべきだと思いますし、町としてもそういうことは町村会のほうでお話していきたいと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

ちょっと分かったような、分からなかったような答弁だったんですけれども、反対の意思は示すということだと認識しております。

時間もありませんので、次の質問にいきたいと思えます。

消費税の10%の引き上げに対して、町としてストップの声をあげるべきだということで、ちょっと長く話しすると時間も無いので、端的に申し上げたいと思えます。

住民生活の向上を訴える三枝町長でございますけれども、住民生活の向上のためにはですね、住民生活を守ることが前提となります。その意味で消費税の10%の増税というのは、私は土庄町の住民にとっては大変な負担増になるというふうに思っております。町長の認識を聞きたいと思えます。

10%の増税に賛成か、反対か。理由も含めてお答えください。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

わが町は特にですね、少子高齢化が進んでおります。そんな中で少子高齢化の進む社会情勢の中で、社会保障に充てる安定財源を確保するというのであれば、やむを得ないのかなと考えております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

今、社会保障に充てる安定財源だったらやむを得ないというふうにおっしゃったんですけれども、消費税が導入されて26年、社会保障に充てられてきた消

費税分というのは、金額はいくらでしょうか。法人税の引き下げと比較して答えてください。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

事前に聞いておりません。資料がございませんので、もし分かれば逆にお問い合わせしたいと思います。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

消費税導入されてもう26年ですかね。なるんですけれども、社会保障に使われてきていないんですよ。実際は、20%しか使われてきてないんですね。大企業の法人税の減税とかそういうところの穴埋めに使われてきているんです。で、なんでこんなことが言えるかということですね、消費税が導入される前よりもですね、社会保障どんどん悪くなっていったんですよ。消費税導入されて26年ですけど、本来だったら、それが社会保障に使われているんだったら、社会保障が良くなってないといけない。なってないといけないのになってないんですよ。消費税だけどんどん上がって社会保障は悪くなっている。この事実を照らしてどうですかということ言ってるんです。町長は5年議員もされてます。5期議員もされてますし、そのへんよくご存じだと思うんですけれども、社会保障に使われていないこと。そこを踏まえたら、町長だったら社会保障にちゃんと使っていないんだから上げちゃだめでしょうと言うのが普通だと思いますけれどもどうですか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

国政の場においてですね、そういうことは議論されるべきものと思っておりますけれども、26年前か何年か分かりませんが、今回10%になる。その前が8%でした。5%から8%になって。社会保障に使っていないという部分は、当然国の中でお話する中で、社会保障は20%しか使われていない。それはもう、そちらのほうでたぶん20%で良いんだろうという話になったのかどうか僕は分かりませんが、国会議員でないので、分かりませんが、実際に国のほうできちんと決めていただいたほうが僕は良いかなと思いますが。使われていないということはそういうことだと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

いや、私が言うてるのはね、社会保障に使うんであれば賛成とおっしゃったでしょう。社会保障に使われてないんですよ。社会保障どんどん悪くなってるんですよ。だから社会保障に使われてないのに何で賛成できるんですか。今まで社会保障に一切使って、一切じゃないよ、使ってきてないんですよ。社会保障どんどん悪くなっていつているんですよ。そういう事実があるのに、どうして社会保障に使われるんだったら賛成って言えるんですか。何を根拠に言えるんですかと聞いてるんです。社会保障に今まで使っていないのに。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本議員、逆にお聞きしたいんですけども、消費税って社会保障がゼロですか。使ってるでしょ。だから使ってる中で、今度2%上がったら、この2%を何割使うか僕も分かりません。国会議員じゃないので。そん中で使うんであれば賛成っていう話をしていますから、使うんだったら賛成です。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

あのね、もうちょっとしっかり勉強してください。社会保障がね、ほんまに消費税が26年間使われてるんだったら、消費税が導入される前よりも社会保障は充実されていないといけないんですよ。町長。年金の受け取りの年齢だって上げようとしているし、年金の金額が下がってる。様々な社会保障が削られていつているんですよ。使われてないんですよ。ちゃんと。その事実は事実として踏まえていただきたいと思います。この議論ばかりしたら時間も無いので、次に踏み込んでいきたいと思います。

消費税が導入された場合、土庄町の経済、特に消費の落ち込みについてどうなるか。どうなるかと考えているかお答え願いたいと思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

落ち込みについてでございますけれども、当然中央において景気回復の傾向があると言われておりますけれども、今現在地方において、この土庄、小豆島もそうでございますが、景気回復の恩恵を受けるには、今しばらくの時間が必要かなということは考えております。今後のですね、経済状況の動向について、更なる注視をしてまいりたいと考えておりますので、どこにどのくらい落ち込むかということは、まだちょっと分からないのが今の現状かなと思っておりま

す。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

消費税が8%から10%になった場合、土庄町の地域経済、それから消費は、落ち込むのか、それとも上がるのかということどどちらかで答えてもらったらいいと思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

現時点ではですね、一概に経済が落ち込むとか、落ち込みが顕著であるという事は、今の現時点では判断できないものかなとは思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

はい、結構です。認識よく分かりました。

次に、消費税は低所得者への負担が大きい、逆進性を持った税制だと、累進課税とは違ってですね、間接税なので、低所得者ほど負担が大きい税だということが言われております。私の認識では、土庄町の場合はですね、年金生活者が非常に多くてですね、非常に厳しくなると思います。わが町の年金生活者の割合、全町民から見た時の割合はどのくらいか。それから年収300万円以下、200万円以下の人口の割合はどのくらいになるか、分かれば分かるところで教えてもらいたいんですけども。それと土庄町は高額所得者が全体として多い自治体なのか、そうでないのか。所得の少ない人が多いのか、それとも高額所得者が多いのか。そこらへんも他の自治体と比較して教えてもらいたいと思います。

○議長（井上正清君）

笹山恵子君。

○税務課長（笹山恵子君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

土庄町の場合、年金生活者の割合は、全町民の4割弱でございます。

2点目の質問の、年収300万円以下、200万円以下の人口割合でございますが、個人で見ますと、300万円以下は75%になりますが、世帯収入のベース見ますと47%となっております。そのうち200万円以下は、個人で58%、世帯で見ると34%でございます。

高額所得者が多い自治体なのか、そうでないのかというご質問でございます

が、平成 29 年度の課税状況調査を参考にいたしますと、課税標準額が、300 万円を超えるものの割合、これは年収 500 万円ベースと考えておりますが、9.31%と、決して高額所得者が多い自治体であるとは言えないと考えております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

ありがとうございます。決して高額所得者が多い自治体ではないと。先ほどの数字から見ても、土庄町は低所得者が多い町だということです。ということは逆進性がですね、力を発揮するわけですよ。これで苦しむ人がたくさん出るということです。

今の答弁を踏まえて質問したいと思います。低所得者層、つまり収入の全てを、またはほとんどが支出、消費ですね、に消える層が多くを占める土庄町ですね、消費税 10%になった場合、住民の暮らしは苦しくなると思うか、良くなると思うか。今のデータを含めてですけど、再質問になりますけれども町長の認識を聞きたいと思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

低所得者が非常に多い町ということでございます。若干そういう部分は出てくるのかなど、食品とかですね、そういった分には据え置き 8%という商品も今からいくつ出てくるのか分かりませんが、それは別としても若干はそういうことに、10%になれば少しは苦しくなるのかなとは思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

であるならばですね、町長はですね、住民生活の向上ということをおっしゃられております。苦しくなると今おっしゃられたんだから、10%に上げるなということをしつかりと国に対して言っていたらいいと思います。

最後の質問に入りたいと思います。

小豆島中央病院の運営についてでありますけれども、前回の小豆島中央病院の議員研修会の中でですね、企業長から病院運営について次のような内容の発言がありました。佐藤企業長はこれまで地域医療の充実こそ企業長の役割と考え、医師の確保に力を尽くしてきたけれども、人口の少ない小豆島で医師を確保し、医療の充実を目指せばそれはお金がかかることになると、出費を抑えれば逆に医療体制のレベルを下げるということになる。どちらの道へ進むべきか、方向性を示してほしいということをおっしゃられました。

研修会では主に病院の黒字化、運営について両町の議員から、病院の独自努力を求める声が多数出されました。私は土庄中央病院が、国保直診病院としてあった頃から小豆島の中で黒字化というのは非常に難しいからこそ国がお金も出し、知恵も出し、進めてきた病院だと思っております。町長の認識を聞きたいと思います。

病院の運営についてですね、両町、行政として責任を持つべきものなのか、それとも病院が責任を持たなければならないものなのか、その認識を、どちらかと考えているのか町長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

小豆島中央病院のですね、運営主体は企業団ということになっておりますけれども、より良い運営のためには、当然企業団と両町が協力しながらやっていくべきもの、プラスですね、住民の皆さんの協力が不可欠であると考えております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

数的な質問で答えられたらでいいんですけども、土庄中央病院があった時ですね、土庄中央病院は国保直診病院ということで、国のほうからですね、運営の補助金が出てたと思うんです。分かればいいですけども、それが企業団に変わった後、国からの補助金がどうなったのか。分かったら。ちょっと質問に具体的な質問書いてなかったの、もし分かたらでいいので教えてもらえたら。

○議長（井上正清君）

福祉課長 奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

まず、土庄町と小豆島町と2つに病院があった時には、それぞれの病院の規模に応じて、それぞれの自治体に交付税算入がありました。今回1つの病院になりましたので、金額的にですね、2つあった時とどの程度の差があるかについては私のほうでは把握しておりません。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

今現在は、両町で約5億だったと思います。だぶん同じくらいです。国から2億5千万ずつかな、だったと思います。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

この5億というのは、1年間ですよ。この5億円の投入によってですね、一定のその運営というのは図られていけるものなのか。今の赤字の具合とですね、比較した時にどうなのか。教えてもらいたと思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

当然2町で2つあった病院が1つになった時点で国のほうがですね、算定して2億5千万ずつあったらいけるだろうという想定の下でいただけてますから、これでいけるかどうかというのではなくて、国のほうが算定していただいているお金なのでその範囲でやってくださいと、これで赤字なしよ、みたいなことと思います。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

質問を終わります。

○議長（井上正清君）

これにて一般質問を終了いたします。

## 討論、採決（議案第1号～議案第14号）

○議長（井上正清君）

日程第3、議案第1号 平成30年度土庄町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第4、議案第2号 平成30年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第5、議案第3号 平成30年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第6、議案第4号 平成30年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 7、議案第 5 号 平成 30 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第 1 号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 8、議案第 6 号 土庄町防災行政無線の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 6 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 9、議案第 7 号 土庄町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 10、議案第 8 号 土庄町長等の給与支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 11、議案第 9 号 土庄町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第12、議案第10号 土庄町公民館設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第13、議案第11号 土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第14、議案第12号 土庄町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 12 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第15、議案第13号 工事請負契約の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 13 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第16、議案第14号 工事請負契約の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 議員の派遣

○議長（井上正清君）

日程第17、議員の派遣についてを議題といたします。

本定例会閉会中に、議員の派遣についての申出書が提出されております。

詳細については、印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第126条の規定により議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしておりますとおり議員を派遣することについてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり議員を派遣することに決しました。

## 閉会中の継続調査申出

○議長（井上正清君）

日程第18、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第74条の規定により、各委員会の委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

## 閉会

○議長（井上正清君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて平成 30 年 12 月土庄町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れ様でした。

閉 会 午後 2 時 13 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（井上正清）

同議員（川本貴也）

同議員（佐々木邦久）